

令和2年(2020年)3月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 令和2年3月3日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和2年3月16日(月)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	武 岡 芳 樹	総 務 課 長	濱 田 多 実 博
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	中 村 吉 伸
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	上 野 和 彦
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	上 野 隆 志	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	宮 本 忠 宜
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠		

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	脇 俊 明	書 記	佐々木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

5 番 大西瑞香	6 番 原 隆 伸
----------	-----------

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

**平野隆久議長**

皆さん、おはようございます。

開会前に、議員の皆様にご覧がございませう。

議事進行に関する発言についてでありますが、議事進行発言については、会議規則に載っているように、議事を進行していく上において緊急性のある議長に対しての発言であり、議員にとって重要な権利だと十分理解しております。

ここでお願いでありまするが、質問中の議員に対して議事進行を発言する場合、一般質問中の議員が一旦着座した時点での議事進行発言をお願いしたいと思ひます。ご配慮のほどよろしくお願ひいたします。

---

**平野隆久議長**

それでは、定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達してあります。

---

**平野隆久議長**

本日の日程についてはお手元配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

---

**平野隆久議長**

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、10人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問については、本日は5人、17日の本会議で5人ということで、2日間で運営をさせていただきますたいと思ひます。

なお、会議の終了時間であります午後5時までに、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

### 平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 大西 瑞香君

6番 原 隆伸君

のご両名をご指名いたします。

---

## 日程第2

### 平野隆久議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る2月25日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は5人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用ディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可します。最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望や

お願い、お礼の言葉を述べないよう、十分注意していただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁していただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

また、通告外の質問や、不規則発言がなされたときは、その場で発言の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

#### 平野隆久議長

それでは、1番 宮地忍君の発言を許します。

宮地忍君。

#### 1番 宮地忍議員

議員番号1番宮地忍でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、町長の政治姿勢についてということなのですが、私ごときが町長の姿勢を問うなんということは、いささかおこがましいのですが、議員の一人として、勇気を持って質問させていただきます。

町長は、執行部側の長として、議会との関係をどのように捉えていますか。答弁をお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

宮地議員のご質問に答えさせていただきます。

議会との関係はということでございます。我々首長は、執行機関の長として組織を統括し、代表し、また事務を管理し、執行するものであると思っております。

議会におきましては、条例案など、行政に関する様々な審議を行い、地方公共団体としての意思や基本的な方針を決める意思決定機関、議決機関としての役割を持っております。また議会は、行政が適正に行われているかどうかを監視する役目もあります。町と議会は、独立・対等で車の車輪のような関係にあり、お互いに協力・けん制し合いながら、住民のため

のよりよい行政の実現に向けて努めなければならないと考えております。

以上です。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

今の町長の答弁で、私もほぼ同じようなことをここへ書いているのですが、これは省略します。同じことですので。

次の質問ですが、議員とはということで、議員の心構えとして、私は町の重要な政策の決定、行財政運営の批判と監視、これは議員必携に載っていることなのですが、私もそのように思っておりますので、述べさせてもらいます。この2つの重要な役割を果たすべきと思います。町長はどのようにお考えですか。答弁をお願いします。議員とは。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

そのとおりでございます。意思決定機関として、また行政執行する上での監視等を行っていただくということでございます。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

今、答えていただきました。今聞いたこれら2点を基に質問をさせていただきます。

この重要な政策決定に関わっていかなければならない議員になって、私は1年と3か月たつのですが、町長から一度も、町の重要案件と思われる事案に対して相談を受けた記憶がありません。なぜ、町長は議会に相談をしないのですか。答弁を願います。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ここの議会とか、全員協議会で報告をさせていただいております。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

報告はいただいておりますが、報告は報告であって、相談はまだ事が決定していないまでのことを相談と言うと思うのですが、一般企業でよく言われる「報・連・相」の中の報告と相談の違いです。だから私は言っているのですが、いつも報告はいただいております。相談はいただいているということ。

町長、事案をどんと下ろして万事スムーズに運ぶには、決めた方、町長が、相当に優秀な方で、深く他人から尊敬を集めている場合だけであります。これは神か仏かというようなものです。あなたはそのような方だと思っているのか、答弁をお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

まだまだ至らない長でございますので、皆さんといろいろと議論をしながらまちづくりを行っていきたいと思っております。

ただ、議員は今、相談と報告とは違うよというお話をされました。現実にそうであります。我々執行権の中で一定の結論が出てから、議員の皆様には提示させていただいて、先ほど申し上げた議会、全協、委員会、そういった一般質問の場で議論していただくのが普通ではないかなと思っております。

ここで、議員の発言機会の保障というところが、今議員も議員必携を持っていらっしゃいます。ここにこのように書いております。「議会は本会議や委員会での質問・質疑、修正等を通して政策形成過程に参画し」ということでありますので、逆にこれを読み替えれば、参画するのは本会議や委員会での質問・質疑、そういったものを通して参画するものであると認識しております。

#### 平野隆久議長

宮地忍君。

#### 1番 宮地忍議員

これ、ここに書いてあることから外れるのですが、今のことに対して、それも書いてあります。

どこかに書いてあるのを私は読んだことがあるのですが、町の重要案件に関しては、事前に長と相談しながらやっていくべきものであるということが書かれておるのを私は確認しておるのですけれども、ページは分からないのですけれども、決定するまでのプロセスに参加するべきと。今、町長が言ったのもどちらもありませんけれども、そういったことを基に、

私の言っていることを基に質問させていただきます。

まず町長ですね、どっちにしても単独じゃないんですけど決まったことを議会側に説明したらいいんですよということを今言われたのですが、なぜ単独で事を運ぶのか。私は、町長は頭のいい方で、本当に知識の豊富な人だと思います。以前からもずっと付き合いさせてもらったのですが、その知識を基にして、今言ったようにしっかりした理論武装がすごくできていると思います。だから、私ごときが理論で対抗しても、なかなか町長には対抗できません。

しかし、ここからです。あなたは今月の3日に、3月議会の冒頭のときに行った施政方針で、現場を重視するということを言われております。表明しておりました。覚えておりますか。これはすばらしいことだと思います。そのとおりだと思います。この現場を重視するためには、現場の経験のある方々の意見が重要なのではないかと思うのですが、この経験というものは、そんじょそらの理論や知識とは質の違う重きものだと思います。この経験というものに対していかがでしょうか。答弁をお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

現場を重視するということでありまして、いろいろな方と議論をしていくということが重要なことだと思っております。そういった意味では、施策を形成していく、事業を形成していく上では、いろいろな方とお話をしながら、事業の一定の成果が表れ、議会に説明するまでのプロセスを踏んでおります。

#### 平野隆久議長

宮地忍君。

#### 1番 宮地忍議員

そう言われていますが、私の受け取る側の私の立場の感覚からものを言わせてもらいます。

こういった他の意見を聞かない今の町長の姿勢は、このようなことからもうかがえると思います。これふざけた言い方だけれども、ふざけてはいないので、ちょっと聞いてください。町長は町長になって3期目くらいから、慢心した心の状態が見えてきているのではないかなと感じております。この例としてですが、いつも議会で、今もそうだったのですけれども、初めに登壇して挨拶するときに、町長は「はい、おはようございます」と。認識していますか。この「はい」を聞いていると、まるで我々議員、私自身が幼稚園児に対して言われてい

るように聞こえております。これを話して、以前にほかの先輩議員に聞いたら、「ああやって言っているんだけど、ちょっとおもしろくないか」ということで、そうしたら3期目に入った頃から、町長はこの「はい」を言うようになったらしいです。もし分かっていないなら、聞いてもらったら結構なのですが、ほかの人がどうやって感じているのか。聞いているのかどうかだけですけれども。けれども、去年や今年の消防出初め式や社会福祉大会のとき、私は全部行っているのですが、このときの初めの挨拶はこの「はい」は言っていません。これ緊張しとるんやろね、少々そのときはね。

これは本当に、ばかみたいなことと思われるでしょうけれども、実際に議会や議員を軽くみている証拠ではないかなと思うのです。いやいや、そんなことはないと思うけれども、こちらは感じているのです。町長という職に慣れてしまっている。このような心が知らず知らずのうちに出てきているんじゃないかと。だから議会や他の者に相談する必要はない。私の言うとおりにやりなさいよということなんですか。

大事なことをきっちりやってくれるならいいのですが、それがやれていないから言っているのですが、2市3町で今行おうとしているごみ処理施設の問題だとか、地域公共交通の問題のことなのですが、これを指しているのですが、いかがでしょうか。答弁お願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議長に言うときも「はい、議長」なんですけれども。

議員、申しわけないんですけれども、これはリズムなんです。朝でも、職員のところへ挨拶に行きます。そのときに「おはようございます」と言うと、リズム的に出にくいんです、言葉が。リズムとして「はい」とリズムを取って「おはようございます」、「はい、皆さん。よろしく申し上げます」と言うんです。ただ式典等では、この「はい」はちょっとなじまないのかなと思って、あそこの場合は文章を読ませていただくんですが、そういう意味で、悪気も軽んじている気もないので、リズムを取っているのだと思ってください。

この手もそうです。こうやって動かすのは、しゃべるリズムを取らせていただいておりますので、そこは至らないところだと思って反省しますが、恐らくこれからも「はい」というリズムは出てしまうのではないかなと思います。注意はいたします。

それから、議員を軽んじて相談しないわけではございません。先ほど申し上げたように、議員の発言は、本会議、委員会、それから全協等での発言を政策形成過程、例えばここで一

般質問いただいたものを次にするということがあります。

それと、この相談、それから後の議員のときにお答えさせていただこうと思ったのですが、議員を議会に入れたらどうだということがあって、そのときに言うべきかなと思ったのですが、今そこに踏み込んでみえたので、ちょっとお話をさせてください。

議会のほうは、この考え方、議員が形成過程の審議会、委員会、それから事業策定、これには入らないということが、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されております。その中において、首長と意思決定機関の議会は一定の距離を置くと。それと、議会は議会の役割を持つという話がございます。

そういう中で、紀北町議会も平成22年4月から平成24年11月まで、議会改革を行いました。そういう中で、議会として決められたことでございます。他の市町の例もでございます。「議員は二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがあるもの、当該審議会等の設置目的及び構成が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には原則就任しない」。これは他の町でも、「議員は二元代表制及び住民自治の観点から、原則として法定外の執行機関及び審議会等の委員には就任しない」。これを議会改革の中でされまして、平成22年4月30日に議会改革の議員の皆さんの議論が始まって、平成24年12月20日、結びの言葉を言っております。そのとき、私も議員からずっと来ていて、議会改革の流れがずっと頭の中にはありました。そういう中で、私ども先輩の議員がこういう提案をして、そのときから議会の議員が、審議会や委員会から撤退するというか、外れるような形になってまいりました。

したがって、これは議会改革の中で行われたことであるのと、先ほど申し上げたように二元代表制。執行権と議決権の問題がありまして、政策形成過程の中まで入り込むのはいかがかということがこの中でうたわれておりますので、我々としてもそういった線を引きながら、議員の皆様には、議会、全協、委員会、それから一般質問等で政策形成に参画していただくという姿勢でおります。

## 平野隆久議長

宮地忍君。

### 1番 宮地忍議員

たくさん言ってくれるので、半分しか分からないのですけれども。

要は、私はまだもっと手前に、今言われたことは内容が把握できていないのですけれども、大事なことにおいては、重要案件においては、決定までに相談をかけていただけるような状況をつくるのがベストではないかということをもとに基本的な思っておりますので、それをベ

ースにして私はしゃべります。

次にいきます。

今後の紀北町における公共交通網についてということなのですが、今後の公共交通網について、どのように考え、どのように実行すれば、理想的な地域公共交通を構築できると思いますか。答弁をお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

先ほどの部分で、1点。重要なことは相談してくれということなのですが、このごみもそうなんですけれども、5市町の首長会議で決まったことで、一定のところまで来た発表できる場所は、この間も全協で説明させていただきました。それから今度の公共交通もそうなのですが、その節目節目には全協で説明するというのが、我々の立場からの説明、相談に当たると思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

それから、公共交通の話に移らせていただきます。

理想的な地域公共交通ということでございます。公共交通の利用者数の減少や交通事業者の経営悪化等に伴いまして、地域公共交通ネットワークは縮小しているところでございます。これまでコミュニティバスの導入や交通事業者への財政的支援を行う等、交通弱者の支援や公共交通の活性化に取り組んでまいりました。

しかしながら、これからは地域の交通事情等をしっかりと把握し、公共交通ネットワークの再編や、従来型の交通政策に加え、まちづくりと一体となった公共交通対策が必要だと考えております。

#### 平野隆久議長

宮地忍君。

#### 1番 宮地忍議員

初めの言われたことに対して、私はさっきも言ったのですが、報告と相談の違いだけということでありまして、相談をするべきではないかというふうに思っております。

今の公共交通網に関しての町長の答弁ですが、大体そんなところを基に、今実証実験中の紀北町交通サービスについて、これを行うということには私は今現在賛成であります、このことに関しては賛成です。しかし、この交通サービスのやり方、方法に問題があると思えます。議会や地域関係者に、先ほどから言っている何の相談もせず、報告だけはしてもらって

います。役場内だけでの机上の案では、現状に合ったよいものができるわけがないと私は思います。実際できていない。

運行開始から約1か月たちます「えがお」ですが、利用者の数、これ相当に悪いでしょう。まさか想定内とは言わないと思いますが、これでは内容がなっていないから、こんなに少ないのだと。改善点がこれからたくさん出てくると思います。1か月たった今、「えがお」の今の状況に対して、感想はどう思っておりますか。答弁を求めます。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

「えがお」は、確かに今利用者数が大変少なくなっております。そういうことで、我々といたしましても、今後どういうふうに周知しながら活用していただくかということですが、今も利用者の方に聞き取りもさせていただいておりますし、私個人も高齢の親御さんを持つ方等にも聞かさせていただいておりますが、まだ周知が足りない。それと、福祉タクシーと「えがお」との利用区分がよく分かっていない。どういうときに使えるのであろうかと、いろいろ疑問があろうかと思えます。そういったことで、我々としては周知の足りないところは素直に認めさせていただきます。

まあこれで、我々は何をやるのかということですが、周知をするために、まずは回覧板を既に用意しておりまして、回覧板を回させていただきます。そして地区説明会等を考えたのですが、今はコロナの状態がございますので、今はちょっと無理だろうなど、そういうことでやっておりますので、コロナ等が落ち着けば、各地区にまた出かけさせていただいて、いきいきクラブ、それから各公共交通空白地に行かせていただいて、説明をしながら事業の理解をしていただきたいと思います。

ただ、「えがお」のシステムについては、皆さんのいろいろなご意見もいただきながら、しっかりと対応でき、住民の皆さんの要望に沿うようなシステムではないかと考えております。

#### 平野隆久議長

宮地忍君。

#### 1番 宮地忍議員

内容を考えて改善してもらわなあかんのはあるのですが、問題点は、私は自分の経験から言って2点あるのですが、金額と時間帯、これさえ何とかすればどんどん増えると思います。

周知はかなりできていると思います。

それで、コロナの問題、確かに今はこの問題で少ないと思います。みんな出歩くのが少ないです。私が今働いているところでも、コロナの問題でかなりの減少が感じられておりますので、それは言えると思いますが、それはそういうことで。

今後、紀北町のこの2年後、5年後、10年先ぐらいまでの状況を考えれば、前回の町の公共交通会議で言われてきたことですが、ここ2、3年後には、三交の島勝線に赤羽の河合線は、国からの補助金が打切りとなる可能性が高いと言われておりました。それで「いこかバス」にしても、利用状況は非常に悪い。あれは空気を運んでいるようなもんだと皆さん言っている。私だけかも分からないけれども、聞いています。決して成功した施策とは言えないと思います。災害時においては、自分の命は自分で守ると言われているように、自分たちのまちは自分たちで守るという信念を持ってやっていかなければならないと思います。

ですから、今後ますます、町内の高齢化に伴い、交通難民が増えることに対処すべく、それらを自分たち紀北町民で全てできるようにしなければなりません。といっても、いろんなこと全てをすぐにはできません。ですから、今回の応援公共サービスで、三重交通に頼らず、運行管理をまず地元事業者でやり、そこから地元事業者を育て、その後「いこかバス」や町内の全スクールバス等、現在、三交のやっている河合線や島勝線など、全て近い将来、数年後に、町全体の力で運営できるようにすべきです。これら全てを町内事業とすることは、紀北町の内からの大いなる活性化に必ずつながることであると確信いたします。

町内活性化のために企業の誘致が必要と言いつつながら、企業は交通の便の悪いこの地域にはなかなか来てもらえません。そこに、こんな自分たちでやれる大きな事業があるのに、なぜやらないのですか。このまたとないこの事業を地元紀北町民でやり尽くすべきです。それなりのリスクを伴うことであろうと、それらを覚悟し、力強く推し進めていくべきだと思います。いかがでしょうか。答弁をお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

まず、金額とか時間帯のことをおっしゃっていただきました。まさに今、議員がそうやって議論をしていただいているのが、政策形成過程に参画していただいて、この意見を我々はどう捉えていくかということだと思えますし、金額のことについて、また時間帯についても、実証実験を十分踏まえた上でどうやっていくかということを考えていきたいと思っておりますので、

またいろいろとご提案をいただければ、我々はそれに向かって頑張っていきたいとそのように思っております。

また、町内事業者だけでできないかということなのですが、まず町として国の制度を利用して、人件費等についても国のお金をいただくような、また県のお金をいただくような工夫をさせていただいております。そういうことからすると、雇用が4人増えております。それと福祉タクシーの皆さんにもご協力いただいて、その分に福祉タクシーの皆さんの収益に充てております。

したがいまして、極端に言えば、運行管理の部分が三重交通さん。三重交通さんは、もう公共交通のプロフェッショナルとしてやっておりますので、これは町内で、やる、やらない、三重県全体を考える、そういった意味で捉えるべきだと思っております。

また、このことについて、次の質問に公募をしなかった理由にちょっと当たってくると思うのですが、なぜ町でやらなかったかと、町の方々になぜできなかったかということであります。我々、運行管理業務、ここの部分だけがまるっきり紀北町ではない。三重県全体を網羅している公共交通機関にお願いしているわけなのですが、これの要件を我々はそのときに精査いたしました。

まず、1つ目といたしまして、安全性を十分に確保するため、運行管理責任者となる者は旅客運行管理者証を所持しており、運行管理の実務経験があること。

委託期間中、毎日の運行に対応するため、旅客運行管理者の資格者を複数確保することができ、運行管理、安全管理、事故処理、苦情処理等に迅速、かつ柔軟に対応できる体制が確保できること。

3点目につきましては、毎日の点呼を確実に実施するとともに、定期的な安全運転講習の実施による安全運転意識の啓発、日常点検による車両の適切な整備の実施など、安全の確保に必要な態勢が確保できること。

紀北町及び運転手、オペレーターと連絡を密にして、協議、情報交換を行うとともに、必要な帳簿類の整備、実績報告の提出を行うこと。

それから、5点目として、本事業の拠点となる施設や必要な備品類を確保し、整備し、安定した運行が確保できることが必要な要件だと考えて、運行管理者を選ばせていただきました。

これらの要件を考えた上で、安全安心な運行管理ができ、それで継続的にこういった業務ができる、こういった要件を満たした者は、現時点では三重交通が最適であると判断をした

ところでございます。

また、これらのことにつきましては、住民の皆様から、一日も早くこういった運行をやってほしいということがありましたので、予算としても本来3月で、この議会で「えがお」の予算も試験運行も出すべきではないかと私も思いましたし、議論もしました。しかし、住民の皆さんが一日も早く運行してくださいということで、12月に上げさせていただいて、試験運行させていただいた。このような経緯もございますので、我々としては、一日も早く住民の皆様の希望に応えたい、そのような思いでこの事業に取り組んでおります。

#### 平野隆久議長

宮地忍君。

#### 1番 宮地忍議員

さすがにすばらしい根拠をどんどん出してくるので、対抗しにくいのですが、もうそんなことではなしに、今も言っているけれども、まず初めに、私が言ったように、リスクを恐れずどんどんやるべきだということで、町内でやる。今言ったような理論は私は分からないけれども。町内でやる、リスクを伴うのは当たり前。だからこれからは金を出さなくてもいいようなやり方。それで税金をやったって、三重交通がやったらよそへ持っていかれる。ガソリンをやったって自家給で入れている。そんなことから考えても、町内の事業者があつてできるのだったら、少々リスクがあつてもやるべきだということを私は言いたいのですが。

それと、町民が一日も早くって、どこで聞いたか知らないけれども、それ私は聞いていないですけども、私も大概そのような関係の仕事の関係の絡みでどんどんあっちに行っていますが、ここ、やはり出しても、私が今日のこの「えがお」を使って、聞いてとってくれないとちょっと言いにくいな。

(「はいはい、どうも」と呼ぶ者あり)

#### 1番 宮地忍議員

「えがお」をやり出したときの、みんな地元は、今やっている仕事は町内の人が乗ってあげてください。町がやるからというチラシも200枚くらい配らせてもらった。けれども、現実的において1回乗ったら、みんな帰ってきているんです、元へ。分かるかな。そんな状態で今現在はあるんです。それは今言ってくれた町長の答弁で、それはそれで。あとは聞いている人の判断とさせていただきます。答弁をお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

別に、議員と対立しようという話ではございませんので、答えさせていただきたいと思っております。

リスクを恐れずということで、町内でということなんですけれども、このことにつきましては、一日も早くという観点から、町内で、今先ほど申し上げた5つの要件を満たす業者がございませんでした。そういったこともあって、我々としては、町民の皆さんの要望に応えるには、やはり、三重交通という安定した公共交通を運営してみえるところに、その部分でお任せするしかなかったというのも事実でございます。あとは、先ほど申し上げたように、町民の皆さんを雇用しております。

ですから、一日も早くというのは、我々この公共交通については、平成23年から「いこかバス」が運行しています。その前からずっと、公共交通空白地のことや、いろいろなことを考えながら、我々としては議論してまいりました。そういう中で「いこかバス」も試験運行区間を、ほかにも片上とか、いろいろなところもやってみたりしました。そういった相乗り運送もやってまいりました。

そういったことから、町民の皆様は一日でも早く、我々は自由に、極論を言えばドア・ツー・ドアで行けるようなものという意見もたくさんございました。それは平成23年からずっと住民の皆さんと意見交換、アンケートやそういったものもしながらやってきております。

それと、もう一点、リスクということはどういうリスクか、議員のご指摘とずれていたらごめんなさい。我々は、行政が行う公共交通としては、リスクをできるだけ少なくするというのが最重要だと思っております。安全・安心、そして継続的に基本的に運行できる者、会社を選ぶのは当然だと思っております。

## 平野隆久議長

宮地忍君。

### 1番 宮地忍議員

町長の言うことはそのとおりです。私も思います。

しかし、ここでまた違う。今リスクということを今からちょうど。

本当に、町長というのは、あまり褒めてばかりいるわけではないです、別に。その後を言いたいのために褒めているのですけれども。町長は真面目で本当にいい方だと思っております。

しかし、この過疎化がどんどん進んで、町が息絶えてしまうかと思われるこの状況下にお

いて、コツコツやることも。以前にもそれを言っていました、コツコツやるタイプやということ。大事なことだということは十分認識しているのですが、時には大胆に行動を起こすことが必要だと思うのですが、今言われていたリスクを少なくするため、役場側のやることは、本当にリスクが大事だと言うけれども、それなりのそこに見合った、現状に合わせて、いつもいつもガチガチって。ちょっと言いますけれども、私が思うには、三重交通なんかもきっちりしたところですから、あまりにもガチガチ過ぎて時間差なんか、余裕、民間がやるようなやり方をすれば、ずっとこれ、今の「えがお」でも、みんな住民が、ここが悪い、あれが悪い、時間が4時になったら終わってしまって病院に2時に行ったのに何時に終わるかは分からんというようなことなんかも、これ、今のやり方ではそれはできません。町と三重交通では。これ一般が入ったら、簡単にこんなことは解消できることなんです。ということです。そこは先ほど、そんなリスクは伴えないと言うなら仕方ないけれども、そういうことを十分に、朝早い6時に迎えに来てくれというような、今言った病院なんかも何時に終わるか分からないですから、これがいっぱいあるから利用されないようになってくると思います。大胆にということで、またさっきと同じようなことになるか分からないけれども、答弁お願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

今、お話いただいたようなこと、時間を早くしたらどうか、そういったことでいろいろと時間、料金、そういったもの。今まさに、議員がおっしゃっていただいているのが政策形成過程への参画だと思うのです。だから、我々はそれをしっかり受け止めて、どうやっていくかということを考えなければいけないと、そのように認識しております。

それと、あくまでも三重交通においては、こういった時間、料金、そういったものを決めていただくわけではございません。運行管理、朝の点検とか、そういったものをしていただくことであって、配車等も全て町のほうでやっておりますので、まさに市町村運営有償運送でございますので、我々が決断して、その時間帯や料金も決めておりますし、そういったものを議員の皆様にも説明させていただいたのが、前回の全協ではないかなと思っております。

ですから、このことに対する参画としては、最終的に今現時点では、次の法律が変われば、またちょっと変わってくるかもわかりませんが、紀北町の公共交通会議のお認めがいただけないと、いろいろ施策に取り組んでいけませんので、そういった協議をしながら、議員の皆

様も踏まえた上での提案をしながら進めていきたいと思えます。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

やっているというか、もうやり方は決まっているんです。私の言っている相談というのは、やる前にどういうふうにするかということを私は言っているんですが、ちょっとそこら辺にずれがあるかと思うんですが。

**尾上壽一町長**

ずれに答えましょうか。

**1番 宮地忍議員**

いやいや、私が今しゃべっているの。

ずれというのもやっていることなので、やる前のことを私は今、相談とはそういうことですよということなんです、次に言うのを町長言うたから忘れてしまったので、これはいいです。

それでは、次にいきます。何回言っても一緒だろうな。

今回のおでかけ応援サービスの実施に当たり、さっきも答えてもらったのですけれども、運行管理の公募をなぜしなかったのかというのは答えてもらったので、これはいいですけれども、前回の公共交通会議で、事務局から地元業者に確認したが困難との回答があったとの答弁があったが、どこにどのように確認したのか示してください。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

1点、さっきのことに答えさせていただきます。ごめんなさい。

やる前に相談してくださいということなんです。恐らく議論したいということだと思います。それが先ほど紀北町の議会改革において、協議会、審議会から議員は抜けるということになりました。それが大きなくりの協議会、審議会でもそういう状況でございますので、一つ一つの事業の中に議員が入って議論するということは、二代表制の中のお互いの議決権・執行権を侵害するようなものであるということで、抜けるということで、議会の議会改革のほうで決めていただきましたので、そのような形で、我々は議会と行政との運営を進めさせていただいているところでございます。

それから、地元業者に確認したが困難とのご質問でございます。国土交通省中部運輸局三重運輸支局から、新交通システム実証事業において、市町村運営有償運送を実施するに当たり、来訪者等を旅客の範囲に含めるに当たって、近隣市町のバス・タクシー事業者に、輸送サービスを提供する意思の有無を確認するよう指示がございました。

このことから、確認いたしました結果につきまして、令和2年1月15日の令和元年度題2回紀北町地域公共交通会議におきまして、担当の企画課長から紀北町が計画する市町村運営有償運送の実施について、来訪者等を旅客の範囲に含めるに当たり、町内及び近隣市町に営業所を有する全てのバス・タクシー事業者に対して、輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行ったところ、全ての事業者において、輸送サービスの提供が困難である旨の回答を得ておりますと説明をさせていただきました。

確認しました事業者につきましては、尾鷲市、大台町、紀北町の全ての一般乗り合い・常用事業者となります。

以上です。

#### 平野隆久議長

宮地忍君。

##### 1番 宮地忍議員

それ、地元というのはどこですか。もう一度お願いします。

今、紀北町と言ったでしょう。

#### 尾上壽一町長

大紀町です。ごめんなさい。

##### 1番 宮地忍議員

大紀町ですね。

要するに、この前地元業者に確認したがというのは、近隣ということでよろしいですか。

#### 尾上壽一町長

はい。

##### 1番 宮地忍議員

それでは、次にいきます。

昨年12月定例会の町長答弁で、おでかけ応援サービス「えがお」の実施に当たって、改善すべき点が生じたら、実証実験中に改善していくと答弁しております。この際、予算を伴う改善点が生じたら、都度、臨時議会を開いて予算を計上していくということですか。答弁お

願います。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

この問題につきましては、予算の範囲内で軽微な変更であれば、その都度変更することもできるのではないかと考えておりますが、大きな改善を要するもの、予算を要するものであれば、やはり議会の議決が必要となってまいりますので、我々としては、議会のほうに提案させていただきたいと、そのように思います。

また、時期につきましては、3か月に1回、定例会がありますので、できれば定例会で提案したい。そして、やむを得ないような事情があれば、臨時会等も議長の許可を得て、することもやぶさかではないと私自身は考えております。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

また先ほどの、私の相談していない、これは必要ない、決まっているんだということになってくるかと思うのですが、これ途中でいろいろこうやって予算を上げて、改善すべき点が生じたときに予算を上げてすると、余分な金がいるようになると思います。初めにやっておけば、それなりの対処ですから、もっと事前に周りとは相談してやれば、そういった改善点はずっと少なくなるのではないかとということを今私は思っております。

それで、国や県の補助にしても、みんな実際はタダでもらえるように思っているところがあるのかわかりませんが、これだってみんな税金だということだと思っております。

最後になりますが、全体的に私が今日の一般質問で言いたいことは、町長はちゃんときっちりした人なんだけれども、物事をもっと丁寧に運ぶ。丁寧に運ぶということは、いま一点のことなんです、私が質問してきた全てにおいて、私の言いたい問題点は、さっきから言っていますが、町長は相談をしない。議会等にもっともっと相談して、役場内だけで重要案件を決めてしまわないこと。町長はさっきから途中から報告したらいいと言っているけれども、私がこれどこかで調べていたら見つけたのがあったんだけれども、重要案件においては、ちょっと書いてあったのがどこかに見つけたやつがあったんやけど、決めてしまわないようにすべきだと、この一点に限るわけなんです。今言っているように、今後も町長は今のやり方を変えるつもりはありませんか。これ答弁ください。願います。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

認識の違いであると思うのですが、先ほどから何度も申し上げたように、やっぱり執行権の中でやることと、やっぱり議会が議決権の中で、団体意思の決定をやること、ここをしないと、両輪とか、議員必携にありますよね、一步離れて二歩離れず。やっぱりそういったことがありますので、やっぱりその線は一定引くべきかと思います。

重要案件については、重要案件があれば、全協という形で、いつもこの当初予算のことで大きな金額、大きな変更については説明させていただいています。これは相談しなければいけないという話で、ずれるのかもわかりませんが、そういう形になって、そしてこの当初予算のときに意見をいただいて、我々はそれをまた次の機会に、変えるべきところは変えていきます。これがP D C Aのサイクルを動かしながら、議会の低迷させることなく、町の執行を停滞させることなく進めていくことだと思っておりますので、広域ごみ、あれについても、首長会議や準備会で一定のことが決まれば、その都度、変更を話させていただいて、その次、全協で意見をいただいて、我々としてはそれをまた首長会議等に持って行って、いろいろと議論をするわけでございますので、ちょっと議員とは、そこにずれがあるみたいではございますが、我々も一生懸命、議員の皆さんに説明責任を果たしながらまちづくりを行っていきたく思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

やっぱりちょっと負けたけれども、けれども重要案件においては、もっと手前に、私は絶対にこれはいろんな方と相談すべきだと、議会はもちろん。これはこれでいいのですが。

今答弁いただいたように、ということは、今のやり方を変えるつもりはないということですか。一言だけでお願いします。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今の方針自体は、議会が議会改革の中でお決めいただいたことでございますので、これを変更するというのであれば、また議会のほうで、議会改革の中でそういう議論が出れば、

また我々もそれを参考に、きっちりと対応できるような施政を行っていきたいと思います。

**平野隆久議長**

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

わかりました。そのように今後私もその考えに沿って、それになびくのではないです。私のやり方でまた対抗なり、議員としてやらせていただきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**平野隆久議長**

これで宮地忍君の質問を終わります。

---

**平野隆久議長**

ここで、10時40分まで、暫時休憩いたします。

(午前 10時 25分)

---

**平野隆久議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

---

**平野隆久議長**

次に、3番 柴田洋巳君の発言を許します。

**3番 柴田洋巳議員**

議長の許可をいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

本日の質問は6つありますが、順番を変え、質問3を最後に回します。したがって、1、2、4、5、6、3の順に質問を行います。また質問にはパネルを使いますが、いずれも議長の許可をいただいております。

尾上町長、今年の出初め式で顔を合わせたときのことを覚えておりますか。今年は尾上町

長の考え方を直してほしいとお願いしました。オウム返しに今の言葉はそっくりそのまま柴田議員に返しますと言いましたね。要するに柴田議員こそ考え方を直せと言ったのです。私は、根拠を持って尾上町長の考え方を直してほしいとお願いしたのです。今から、その根拠となる重大な項目を挙げ、質問をいたしますので、議員と町の幹部の皆様、そして傍聴されている方々、テレビを見ている町民の方々に、どちらが考え方を直さなければならないのか、審判していただきます。

質問に入ります。

質問1、尾上町長の物事の本質のとらえ方について。

これを象徴する代表例は、令和元年10月22日、昨年です。臨時議会で生活環境の保全に関する条例の罰則規定が可決された後、今回の罰則規定で完全な条例になると尾上町長が記者発表しました。その後、三重県が土砂条例の最終案を発表しましたが、私は足りない条例であると、鈴木三重県知事、県会議員の3分の1の友人、県環境審議会委員全員、合計50名の方々に私の意見書を送りました。この頼りない三重県土砂条例と比べ、さらに頼りない欠陥だらけの生活環境の保全に関する条例を、今でも完全な条例だと思っておりますか。尾上町長、お答えいただきたいと思います。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、議員も前振りのところで正月の話をしていただきました。そのいきさつ等についても、私も少しお話をさせていただきたいと思います。この言葉自体は、議員のほうから考え直してほしいと言われましたので、私は素直に感じたままお答えを返させていただきました。なぜかという理由もなければおかしいと思ったので、少しお話させてください。

なぜかといえば、私は政策、施策、事業等を行っていく上で、具体的な選択肢の長所、短所、バランス、判断の基準となる法律、条例、比例すべきこと、公平性、予算などを考慮し、調整・統合し、決断・決定しているところでございます。

一方、柴田議員は、物事を一元的、かつ独善的に捉えた発言が多いように思われることから、考え方の違いを感じていたので、そのまま素直に言葉を返らせていただいたようなことでございます。

それでは、完全な条例とはということでございますが、条例は、水道水源保護審議会の環境全般に関する施策を講ずるべきのご意見に加え、顕在化した規模の大きい埋立て行為への

対応、環境面に不安を与える事業活動に関し、住民が知り得る仕組みづくりをとったお声に応えるため、議会の皆様にもご説明をしながら、段階的な取組みをしてきたものでございます。

条例が施行された後、土砂の埋立て行為については、調査や指導が可能となり、土壌汚染や崩壊などが発生しないよう、必要な措置の指導や命令が可能となりました。その指導や命令の実効性をさらに強化するため、検察庁とさらに協議を行いまして、罰則を規定することができ、条例策定時に想定していた最後の規定が出そろったという意味で発言をさせていただいたものでございます。

このことにつきましては、議員からも罰則規定を入れろとの意見がたくさんございました。私もそのように考えていたところでございます、より完全な条例になったとの意味でございます。新聞に記載される記事等につきましては、言葉の一部等を記載するもので、前後の発言やニュアンス等は、記事からはなかなか読み取りにくいものだと考えております。

以上です。

#### **平野隆久議長**

柴田洋巳君。

#### **3番 柴田洋巳議員**

今、私が質問した内容と全く違う答弁なんです。もう一度私の今の話をよく振り返っていただいて、もう一回答弁してください。お願いします。

#### **平野隆久議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今、完全な条例とはというところで答えさせていただきました。より完全な条例になったという表現でございます。ですから、議員がおっしゃるのは、完璧な、完全なというような雰囲気のことを私が言ったということだと思っておりますが、そういう意味では、恐らく私としては使っていないと思います。

その例として言わせていただきます。私、たびたびこの議会においても、十人十色、百人百様という表現を使わせていただいております。自分自身が、人にはそれぞれいろいろな考え方があって、だからそのやり方があるものを我々は統合して決定していくんだという考えを持っておりますので、この答えだけが正しい、恐らく議員がおっしゃる完全な条例という言葉は、私の性格からして、あまり使わないのではないかなと思います。私自身は、絶対

的なものはこの世に存在しないという考え方でございまして、いろいろなことがあって当たり前、いろいろな角度から見ることによって違うということですので、恐らく新聞にはそのように書いてあるとは思いますが、私自身の心の中のニュアンスとしては、今申し上げたように、より完全な条例に近づいたという思いで話をさせていただいたものだと思っております。

### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

それでは、根拠を申し上げます。

尾上町長、それから玉本課長。これをよく見てください。それから後ろにもいろんなことを書いています。こういう条例にしてくださいと。分かりましたか。

それから、次。これは上里汚染土壌処理施設の最終段階で、尾上町長がすがりついた畑先生の調査報告です。このときは、電話だけでは心もとないということで、中場副町長にも自宅まで行ってもらいました。そうですね。こういうパネルを見ていただいた上で質問いたします。

今、パネルを見ていただきましたけれども、これは我々の仲間の意見のほんのわずかなんです。そのほかに町民の方々、今傍聴に来ておられますけれども、そういう方々からいろんな意見が出ています。それから畑先生、それから道瀬出身の奥地さん、それから津で弁護士をされている村田弁護士、そういう方々から、本当にこのままで、この条例では、紀北町が将来どうしようもない町になってしまうと。こういう条例はないようにしてほしいと。そういう意見書がいっぱい出ました。にもかかわらず、弁護士のアドバイスを頼りにした条例ができました。なぜ、こういう紀北町のことを思い、一生懸命いろいろ提案してくれた、意見を出してくれた人たちの真っ当な意見を聞かないで、弁護士だけの意見で条例をつくったのか、それをお聞きしたいと思います。お願いします。

### 平野隆久議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

まず、この条例について、1から8まで区分をされております。その中で、1で弁護士を頼りにということでございます。このことについては、欠陥だらけの生活環境の保全に関する条例ということでご質問いただいております。

まず、基本的な部分で、これ何度もご質問いただいていると思うんです、こういったお話は。これは、本条例、生活環境の保全に関する条例については、意思決定期間である議会の意思として決定された条例でございます。私は確かに案として提案させていただきました。このことをまず認識いただきたいと思います。

お答えする前に、議員必携に記載の「団体意思、議決の意義とその効果」を読ませていただきます。このことにつきましては、決定した議会の意思、議決は、もはや議員の個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならないとなっております。このこともご認識いただきたいと思います。

それから、この1から8番までですが、これらの質問に関しても、以前にもお答えさせていただいておりますので、簡潔に答弁をさせていただきたいと思います。

土壌の基準、盛土の構造や工法などは、それぞれの専門家が関与した知見によって、国内では既に一定の確立がなされております。町条例につきましては、それら専門家関与によって策定されたものをどう行政手続に取り入れていくかの観点で策定をしております。行政手続や行政訴訟などの専門知識も持つ弁護士の関与を得たものでございますが、その後、県のほうでも、土砂等に関する条例が可決されました。この中には、議員がおっしゃるような、環境審議会の中には専門家も入って議論をしていただいたところでございまして、内容等につきましては、紀北町と同じような感覚の文言になっていることから、欠陥だらけの生活環境の保全に関する条例ということには当たらないと思っております。

#### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

#### 3番 柴田洋巳議員

質問2については、まだいろいろ質問項目を掲げましたけれども、今の町長の答弁では、なかなか先に進まないのので、二、三飛ばします。

先日、県土砂条例の説明会の際、鈴木知事、それから尾上町長、加藤市長の3人が、手を取り合って、危険な土砂を搬入させないと宣言しました。これは3人で宣言したと思うんですけれども、尾上町長。この危険な土砂とはどんな土砂を言っているのか。テレビを見ている住民の方にもよく分かるように説明してください。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

質問順位では7番に当たるかと思っておりますが、知事は建設残土そのもの全体を危険な土砂と言っているわけではありません。私は少なくともそのように聞こえました。また、汚染された成分が不明な土壌、そういったものは1㎡たりとも入れさせないということでございますので、危険なということは、それを指したのではないかと私は理解をしております。先ほどの新聞の部分と一緒に、やはりこれも言葉の一部分を切り取っていえば、全く危険な土砂がそのまま生きてしまうことだとは思いますが、その前後の言葉とかニュアンス、そういったものを配慮しながらやるべきことではないかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

#### 3番 柴田洋巳議員

全てああいう調子で、これは傍聴の方も、あるいは我々同僚議員の方も、町の課長も、テレビを見ている方も、みんな今の町長の答弁を聞いております。それで審判していただけると思うんですけども。

この危険な土砂に関連して再質問いたします。

ここに、三重県の尾鷲建設事務所から取り寄せた尾鷲港と名倉港に荷揚げされた建設残土の記録があります。90%以上が改良土です。この改良土が銚子川の上流に投棄されております。12月議会でも言いましたが、改良土は埋立てに使用できないと定めた自治体もあります。具体的には千葉県の印西市です。そのほかにもあります。この改良土は、道路、公園、飛行場等の埋立てに使えるんですけども、山や川や谷に使用できない。産業廃棄物違反であると私は認識しております。尾上町長、それから玉本課長。それぞれの方々の見解をお聞きします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

産廃であれば、廃掃法の法律に引っかかって埋立てはできないので、違法行為になりますので、そういう枠の中から外れた土だと思っております。

#### 平野隆久議長

玉本環境管理課長。

### 玉本真也環境管理課長

改良土であっても、それは決して埋め立ててはいけないということではなくて、一定の安全が確保されたもの、埋立てが可能なものであれば、埋立て可能な土ということになります。

### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

町長も玉本課長も、やっぱり勉強不足なんです。土砂条例というか、環境条例ができてから20年、30年たっているんです。私が先ほど、ちょっと小さい声で言いましたけれども、千葉県の印西市、そういうところは明確に定義のところであっています。

それで、いろいろ次の質問がありますので、それで打ち切ります。

もう一つ、銚子川の水質が心配。町内に投棄された土砂の中に産廃が混じっている。これは先ほどのパネルでもお見せしましたように、畑先生がはっきりと言っているし、私もこの目で見ました。三戸川沿いの養鶏場は大丈夫か等々の環境破壊が心配であります。条例には環境審議会を設置してこういうときには検討すると、そういうことになっておりますけれども、まだ審議会も設置していないし、一回も開かれたことがないんです。それから、もし開かれなかったとしても、こういう不安に対する対策はどうしているのか。これも何にも私には思えません。お答えください。

### 平野隆久議長

すみません。柴田洋巳君にお願いしたいのですが、これの三戸川というのは、3番目の設問に入るんですか。もし2番目から3番目に移るときには、また言っていただいたら、また壇上で答えますので。2番目の2ですか。

### 3番 柴田洋巳議員

2の関連ですね。

### 平野隆久議長

とにかく、今は2番目の欠陥だらけの条例の質問に関係するんですね。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

公害の発生の懸念や、条例で審議を要するとされる案件がなかったことから、審議会については開催いたしておりません。

### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

先ほど来、言っているように、そういうことを言ってもらっては困るんです。

例えば、本当は条例は審議会を先につくって、それから条例をつくと。そういう自治体だってあるんです。これはこれ以上言ってもしょうがないので、次にいきます。

尾上町長も知っていると思いますけれども、上里の建設会社の関連会社が、産業廃棄物処理施設の建設を計画しております。尾上町長はこの計画をどうするつもりなんですか。お答えください。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

この問題につきましては、法律や水道水源保護条例、そういったものに基づく対応をさせていただきたいと思います。現在、産業廃棄物処理施設の建設計画については、事業者との折衝、事業地への立入り調査、地元説明会へ出席するなど、継続的に安全を確認しながら注視しているところでございます。

**平野隆久議長**

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

それも広報とか、そういうことで知らせられないんですか。というのは、全く今の話ですと、3年、4年前の上里汚染土壌処理施設の経過と同じじゃないですか。もう一度、町長の答弁をお願いします。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

民間事業活動については、広報等へは記載いたしません。

**平野隆久議長**

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

まあ、これも皆さんが審判することですので、次にいきます。

質問4、相賀町民センター図書室解体に伴う移転計画について。

この計画は、2月10日、全員協議会で初めて聞かされ、続いて2月27日、令和2年度予算案説明会で、全体像が初めて明らかになりました。すなわち、相賀橋架け替え工事に伴い解体される図書室を老人福祉センターに移転、追い出す形になる社会福祉協議会海山支所、以下社協と言いますけれども、社協を閉校になった引本小へ移転する計画です。これらの移転費用は、図書室移転5,510万円、社協移転5,715万円、計1億1,225万円です。率直に言います。この計画は、紀北町にとって取り返しがつかなくなる、とんでもない幼稚な計画であることを指摘いたします。それは少子高齢化のまちづくり、使用していない公共施設の活用、社協の地域福祉事業、移転費用、先ほどの1億何ぼですね。旧引本小143年の歴史と木造公共建築遺産、引本地域の活性化等々について、深めた議論を全くしていない。尾上町長と一部の議員だけの極めて幼稚な計画です。

私は、1か月かけ、4つの視点で考えた計画を簡潔に申し上げます。

1つ、図書室はふなつ幼稚園に移転させる。ふなつ幼稚園は廃園にする。これから先、幼児が増える見通しは少なく、もしあれば、相賀、上里の保育園に協力してもらおう。相賀の中心地ではないが、ふなつ幼稚園ですね、海山地区のほぼ中心であり、国道42号から車で30秒、バス停も5分、駐車は6、7台可能。熊野古道に面していて立ち寄りやすい。平屋で中庭があり、自然環境もよく、閑静な住宅地である。最後、無償で借りた用地と中新田集会所等、周りの土地を含めると、3,584㎡あります。この土地を今年度購入する機会に、中新田集会所の整備を含めた一体計画をすれば、この地域の魅力が高まります。

以上、ふなつ幼稚園への移転は、図書室はもちろん、紀北町のまちづくりにとっても最良です。

2つ目、移転費用、引本小学校改修工事費5,608万円はいらなくなります。図書室をふなつ幼稚園に移転することにより、社協は引本小学校跡地に移転しなくなり、改修工事費5,608万円はいらなくなります。

3つ目、引本小跡は、社協海山支所に不適合です。社協は福祉のまちづくりの推進を使命とします。具体的には、地域住民、民生委員、児童委員、ボランティア及び市民活動団体や、紀北町福祉保健課、住民課等々、組織の相互理解と協働によって、支え合いのまちづくりを目指しております。したがって、海山支所は、現在地のように海山地区の中心に位置するのが絶対条件です。加えて、引本小に通ずる道は狭いところが多く、また見通しがよくないところもたくさんあり、忙しく動き回る社協の職員はもちろん、社協を訪ねる多くの高齢者にとっても大きなハンディです。

4つ目、引本地域の活性化について。いらなくなる引本小改修工事費5,608万円の中から2,000万円ぐらいを使い、2年ぐらいかけて、構想と基本計画を策定することを提案いたします。ありがとう引本小学校、閉校記念誌作成委員長、速水亨氏は、閉校に寄せての寄稿文に廃校にするなら事前に次の活用まで視野に入れる。これが間違いなく行政の仕事である。また政治の責任であると記述しております。私も全く同じ考えです。閉校話が出た二、三年前から議論すべきでした。例えば、閉校記念誌に掲載された卒業生の寄稿文には、閉校後の校舎の活用や引本地区の活性化への思いがものすごく強く出ております。あるいは人生の出発点となった引本小、華やかであった引本のまちの様子が詰まっております。加えて、引本小143年の歴史、卒業生7,704名、それから本校96年の木造公共建築遺産。昔は漁業のまち。現在は魚、のり、カキの養殖のまち。貸ボート、釣り堀のまち、津波対応等々、引本の活性化の材料として、2年ぐらい時間をかけ、議論を深め、時にはまちづくりの専門家の協力を得ながら構想と基本計画を策定すべきです。社協を引本小へ移転させ、ついでに引本地域の活性化に協力してもらおう。これはとんでもない幼稚な考えです。紀北町のまちづくりを全く考えておりません。

尾上町長。図書室の移転計画を白紙に戻すことも含め、今の私の4つの提案についてお答えいただきたいと思います。お願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、社会福祉協議会、旧引本小学校移転についてのご質問にお答えをさせていただきます。

提案については、お聞かせいただきました。それぞれ、柴田議員が思いを込めた提案だと思っております。私たちがなぜ旧引本小学校に社会福祉協議会を移転することになったかといういきさつ、町の思いをお話しさせていただきたいと思います。

急激な少子高齢化の進行や、過疎化が進む中、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度はかつてのような限られた方の救済にとどまらず、住民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たしていくことが期待されております。多種多様なサービスがある中で、住民生活の安定を支えていくためには、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきております。地域での見守り、支え合い活動が重要となっております。

紀北町社会福祉協議会海山事務所等の旧引本小学校移転につきましては、地域における福祉の在り方を見つめ直す機会でもありました。現在、国では高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築を推進しておりますが、地域共生社会は、これをより進化させ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みであるとされております。

この地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を越えて、丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくという社会を目指すものでございます。

旧引本小学校の廃校活用につきましては、地域の活性化や町の発展につなげ、地域に活気とにぎわいを取り戻したいという強い思いで取り組んでおります。

当町といたしましても、少子高齢化が進む紀北町で、支え合い安心して暮らせるまちづくり、この実現のために、高齢者を地域全体で支える体制づくりを目指しておりました。

様々な分野における社会資源の活用を図るとともに、ボランティア活動や支え合いなど、地域住民も参画していただきまして、高齢者を支援する体制をつくらなければいけないと考えております。引本地区を「地域共生社会」実現のモデル地区にしたいという強い思いから、社会福祉協議会と移転を検討させていただきました。

以上です。

### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

ただいまの町長の答弁は、社協が相賀に行ったほうがもっとうまくいくと思うんです。便ノ山、それから小山、上里、河内、そちらにもたくさん高齢者、あるいは身体弱者がいます。本当に便利のいいところでないとだめなんです。そういうことを申し上げておきます。

時間がないので、先に進みます。

今の話は、先ほど来、くどく申し上げておりますけれども、テレビを見ている方だとか、今日傍聴に来られている方だとか、また同僚議員の方が、私の考え方が間違っているのか、町長の考えが間違っているのか、それを判断していただければと思っています。

続いてよろしいですか。質問5、先ほど宮地議員が、そんな細かいあれじゃなくて思い切った政策をやれよと、そういう話を宮地議員がおっしゃっておられましたけれども、私も全く同じ思いでこの質問5を申し上げます。

東紀州広域ごみ処理施設計画、尾鷲総合病院経営の安定、公共交通の広域化について。

紀北町と尾鷲市の広域事業は、三重紀北消防組合が47年以上、紀北広域連合も既に10年を経過。大きな成果を上げております。そして記憶に新しい平成の大合併のときは、紀伊長島町、海山町、尾鷲市の合併協議は、かなり進んでいたと聞いております。これは人によって何か違うようではございますけれども、私に言ってくれた方はある程度進んだよと、そういうことです。また小中高の教職員、民間企業経営者や従業員に垣根なく、このたびの尾鷲総合病院への資金援助に関しても口も出すべきとの発言がありました。私は運営協議会を設立するなど、一歩も二歩も踏み込むべきだと発言しました。その後の調べで、尾鷲総合病院職員232人のうち、44人が紀北町から通っていることも分かりました。

このように、親密な関係にある紀北町と尾鷲市は、目の前に差し迫っている東紀州広域ごみ処理施設計画、尾鷲総合病院経営の安定、公共交通の広域化問題はもちろんのこと、少子高齢、人口減少、過疎を考えると、合併協議会を設立するときに来ているのではないかと考えています。例えば、合併のメリット、デメリットを2、3年かけて話し合う。これを推進するのが我々議会と今お集まりの町幹部職員の責務です。近い将来、この地域を担う若い人たちの私たちの責務です。この私の考えについて、尾上町長の答弁を求めます。お願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

まず、先ほど便利のいいところでなければいけないと社協のこともおっしゃいました。また、確かに2、3分遠くなりますし、道路も狭いところがあります。しかし、いろいろな施策を行う中で、不便だから切り捨てていいのかではなしに、私はむしろそういうところに光を当てて、しっかりとした地域共生社会をつくっていくのが自分の考えの中では大事なのかなと思って、これを提案させていただいております。

それから、広域のごみ、尾鷲病院、そういったものも踏まえて合併したらどうかというご提案をいただきましたが、私は今、広域で行うものは、一部事務組合や広域連合のように行っていきますし、今合併を前提としたこういった事業を進めていく気は、現時点ではございません。

#### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

町長。私は今合併しろと言っているんじゃないんです。合併を前提に、合併するなんて3年、5年かかると思うんです。そういうことを、病院に4,000万ですか、出します。ある議員からは死に金にならないように注意しろよという発言もありました。そういうことも含めて、やっぱり4,000万も5,000万も出すんだから、合併ぐらいあってあれですけども、そういうことをきちんとベースをつくって、やっぱり進めていくべきじゃないかと私は思っています。

続けてやります。質問6、行政報告会について。

私は、行政報告会に何度も参加。議員になっても、本会議5回の体験から、課長の皆さんは実によく勉強し、真面目に仕事に取り組んでいることがよく分かりました。しかし、行政報告会はこれを発揮する時間、機会を与えられずに、住民から質問があれば答えると。マンネリ化し、形式的で形骸化しております。

私が提案したいことは、尾上町長の施政方針が10分でいいと思います。財政課長の細々とした予算は誰も聞いていません。その代わり、住民生活に直接関わる各課長が10分から15分くらい、自分が担当する課の主な仕事名とか内容、そして取り組み方、進め方を丁寧に住民に説明し、理解を求め。この担当課長の真剣さが住民によく伝わって、住民の協力が得られると思うんです。すなわち、課長が働きやすく仕事ができるんです。また将来、町長に立候補する課長も育ってくると思います。

この考えは、ヒアリングに来ていただきました上ノ坊企画課長にも伝えましたが、尾上町長。この考えについてどう思いますか。簡単にこれは考えてください。法律とか何か言わないで。よろしくお願いします。

### 平野隆久議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

最後に言われるので、どうしてもここで答えなきゃいけないと思うので。合併ぐらいとか、後で訂正されましたけれども、合併ほど大変なものはないです。簡単にできるものではない。国の施策でいろいろと、あの当時はアメとムチという言葉が使われましたが、何かがないと進められるようなものではないと思います。一つの町でいられれば、一つの町でいることがそれはいいかもわかりません。私もそう思いますし、議員として15年、町長として10年やってまいりました。後に他の議員もあるんですが、一つの町として形をつくっていく

のがどれだけ大変かということをもう少し真剣に考えた上で発言していただきたい。そのように思います。

行政報告会につきましては、町内の4会場において、平成23年度から今年度まで、9回実施をしまいいりました。マンネリ化と言われれば、そういう部分もあろうかと思っておりますので、このことについては、議員に反論するのではなく、もっと分かりやすい、興味を持てるような行政報告会にできればと思っておりますので、また行政報告会の在り方については、勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

**平野隆久議長**

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

先ほど、飛ばしました質問3に入りたいんですけども、先ほど来、尾上町長の答弁を聞いていると、何かがつくりしちゃいまして、もうそれはやめます。

ただ、繰り返しますけれども、我々議員は、法律は大事ですけども、その前にやっぱり心とか、それから人間性とか、そういうことも我々議員は大事にして、自分の考え方とか、地域の皆さんといろいろ接触する、活動する、そういうことが我々は大事だと思うんです。また私は、法律は大事だと思うんですけども、そういう心で、人間的に迫っていきたいと思っております。

以上で終わります。

**平野隆久議長**

これで柴田洋巳君の質問を終わります。

---

**平野隆久議長**

ここで、45分まで、暫時休憩といたします。

(午前 11時 28分)

---

**平野隆久議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 45分)

---

#### 平野隆久議長

柴田議員から訂正の発言の申出がありましたので、許可いたします。

#### 3番 柴田洋巳議員

議長から、訂正せよという話がありました。本当に私、全然気がつかなかったんです。

それで、申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

質問4のところ、「尾上町長と一部の職員だけの」という、本当はこういう発言をしたかったんですけれども、「一部の議員だけの」という発言を私はしたみたいです。私は全く覚えがないんですけれども、そういうことを議長からご指摘いただきまして、そうだったなと思って、改めてここでおわびさせていただきます。失礼いたしました。

#### 平野隆久議長

ただいま、柴田君から発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

また、後刻記録を調査して措置いたします。

---

#### 平野隆久議長

それでは、次に10番 瀧本攻君の発言を許します。

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

瀧本攻。3月定例会の一般質問をさせていただきます。

項目は、3点でございます。

1点目については、私がこの問題について、まだチェックの段階でございます。町長は私の12月の質問、来年度の予算はどうするんだと聞いたら、500万ですと答えたんです。それは議事録に載っています。私はちゃんとテレビを見ておるわけで、コピーして。だから町長は、500万ということを決められたことについて、担当課長やとかそういう人と話をされたんかどうかと。先ほど柴田議員がおっしゃったように、ちょっと町長は乱暴になってきてお

ると。もう住民目線ではない。高飛車目線や。だからこの住宅リフォームの補助金について500万ということで恐らく答弁されとると思うんやけれども、極端に言うたら4,000万も4,600万もやるんやったら、それを住宅リフォームに変えたら、極端に言うたら2億ぐらいの、2億やない、4億ぐらいの実績が上がる。4億いうと家でいうたら、12、3軒。そういう経済効果は何もない。金の使い方が非常に下手くそ。まずもって、古里温泉の整備については、商工観光課で220万、何々等って書いてあった。そのことで、古里温泉については今の段階でどういうふうと考えられておるのかということにお答えいただきたいと思います。そして住宅リフォームも一緒にお答えいただきたいと思います。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員ご指摘の古里温泉の整備、進捗でございますが、日々の点検、清掃、おもてなしを基本としながら、より多くの方に利用していただけるような工夫やPRを続けておりますが、施設ができてから20年以上経過し、リニューアルも必要と思われまます。そのことも踏まえまして、当初予算へ改修計画策定業務委託料を計上いたしましたので、お認めいただいた暁には、改修に向けての本格的な検討を行っていききたいなと思っております。

住宅リフォームにつきましては、住宅リフォームの補助金事業の趣旨については、地域経済の活性化を目的とすると同時に、町民の皆様様の住環境の向上を目的としておりますので、金額等についてはこのままでいきたいなと思っておりますので、そのような思いで500万という予算編成をさせていただきました。お金の使い方については、下手とのご指摘があります。勉強させていただきたいと思っております。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

古里温泉については、予算が220万やったかな、商工観光課で計上されています。これはコンサルやとか、そういうものに頼まんと、町の職員、それから女性の方が行って、恐らく岐阜県のところをずっと上っていけば、すばらしい温泉がたくさんあります。

私が気づいたのは、やはりセンターでは70歳以上が多いですけれども、その方は健康です。70で不健康な人が多い。膝が悪くて歩けなくなっている。この前も私が行ったときに、夫婦で見えておって、1人の奥さんが膝が悪いもんで一緒に手を引いて、1人で入っています。

だけれども、私は見えたんですけれども、豊田市に合併された稲武の温泉は、いわゆるこれぐらいの、1 mぐらいの幅でずっと辺を巻いて、そこに温泉が流れておるわけです。だから倒れることはない。膝のことにもなる。そういう温泉が私は一番いいと思う。そうしたら、もう人間としては、人間のつくったいろんなロボットみたいな端を歩けるような器具もありますけれども、膝が悪くなってきたら、今度は車椅子になってくる。車椅子にならんような施設をやっぱり造ってあげないと、私は老人はかわいそうやと思う。だから、そういうことも踏まえて、やっぱり健康センターと、それからリハビリセンターも兼ねた温泉に改修していただきたい。

そのためには、やはり課長さん含めていろんな人の、コンサルに任したらあかん。コンサルは責任感はないやで。一番お金を取っとるのはコンサルなんや。コンサルの給料は大体2,200万ぐらいや。だからコンサルらに任さんと、自分のアイデアでもって自分の地域に合ったものを私はやっていただきたいと思う。町長はコンサルに任すんですか。その辺の答弁をお願いいたします。

それと、住宅リフォームの500万については、経過についてお願いいたします。住宅リフォームの500万、おっしゃったでしょう。

それと、今50万の補助があるのかな、地元で使ったら。今ほど何軒の家が建って、何件の補助がなされておるか。私が前行ったときに、10軒建って、3軒が作業されて、あと7軒がプレハブやったんや。その辺のところの答弁もお願いしたい。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

コンサルに任せるということではなしに、職員も十分検討の中に入りますので、そういった意見を取りまとめてもらって、コンサルからも意見をいただくという形になろうかと思えます。

それと、500万のほうは、いろいろな使い方、それぞれの目的ということでございますので、住宅リフォームについては500万ということでお願いしたいと思えます。

また、うちの地元材を使つての補助金等については、分かりますかな。よろしいかな。

議長。現時点で資料がちょっと。地元の住宅の質問がなかったものですから、よろしいでしょうか。

すみません。答弁の担当が資料を持っておりませんので、よろしく願い申し上げます。

## 平野隆久議長

瀧本攻君。

### 10番 瀧本攻議員

あのね、資料ない資料ない言うけれども、課長さん、やっぱり資料を持ってきてもらわなあかん。私の知り得た限りでは、この補助金を受けたのは令和元年度で1件だったと思う。ほとんどプレハブや。それに50万の補助を出しとる。それはいくらヒノキやとか、そんな人にしたって、ほんなものは何にもならへん。するんやったらプレハブ工場を造ったほうがええ、ここで。それで、ほかのをやるかプレハブメーカーとドッキングしたほうがええ。企業を再興するんやったら。

50万で決めたのは、異論はなかったんですか。みんな賛成したんですか。課長さんもみんな。どういう議論をされたんですか。50万に決めたプロセス。町長は、就任当時は自分よりも年上の人が多かったで、なかなか遠慮もあったんやろけれども、今は年下の人ばかりや。ほな異論しやんよ、ほんなもんは。もうちょっとやっぱり、よく言う、政治家も謙虚やない、真摯に受け止め。真摯っちゅうことは、これはものすごい、謙虚の3倍掛けの言葉や、これは。その辺については、50万については、私はもっとやったら経済効果が上がるわけやから、お金がないわけじゃないんですから。それについて、再度答弁を求めます。

## 平野隆久議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

住宅リフォーム制度については、職員ともいろいろ議論しながら、500万という金額で収めさせていただいて、議会に提案させていただきました。

## 平野隆久議長

瀧本攻君。

### 10番 瀧本攻議員

そうすると、私正直言ってね、ガバナンスの中で課長さんがそういう考え持つとるんやったら、この町、潰れていくで、正直言って。要するに、前向きにする予算をつけんと、管理予算ばかりつけて、課長さんがみんなそれに賛成しとるというのが、私ほうそに思う。町長に付度しとるように思う。思うよ、それは。

尾鷲のほうから海山に来ておる人で、何で尾鷲に4,000万やるんやというような話やった。それだったら住宅リフォームに使うたらええやないかと。4,000万使うたら、大体効果とし

では2億のものができること。4億か、500万で1億やで。

それで、もう一つ聞きたいのは、これはいかん、あれはいかんという文面があったでしょう。あれは改正されたんですか。改正されていないんですか。それをお聞きします。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まず、種目等については改正しておりません。今までの現行どおりでございます。

それと、課長がどうなのかと。内部的にはいろいろな議論もされましたが、最終的に議会でお認めいただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

私、言うたでしょう。エアコンやとか。これは熱中症にかかって死んでいく人もおるやないかい。それを認めんて。今の現代社会においてやで。

だから、今のコロナでも夏になっても死んでいかへんやろうと、ウイルスが。というのは、冷暖房の中に入って仕事している人が多いから。シンガポールあたり。それはおかしいんじゃないの。もうちょっと勉強して。それで水道屋さん、電気屋さん、左官屋さんも出てくるはず。それについて何にも検討しないことは、町民をばかにしとるわ、正直言って。町民にアンケートを取ったことはあるの。あまりにもその辺が頑固過ぎる、町長は。フレキシブルにならなあかん。もう500万と言ったら500万に決めて、何も考えない。例えば500万を700万にしたとか、800万にしたといえは町長の努力が認められる。ここで切ります。答弁を求めます。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

このリフォーム補助金でございますが、これは最初やらないという中、議会議員の皆様方のご理解をいただきまして、議員の皆様ともお話し合いをして、させていただいたことでございますので、これは大きな進歩だったと思っております。そして我々の考えとしては、500万でお願いしたいということで、継続性を持たせるためにも、そういう考えで行っております。

**10番 瀧本攻議員**

答弁漏れ。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

やる対象のことを私は言ったでしょう。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

我々は、先ほど申し上げたように、地域の経済の活性化ということなんですが、備品というところまで踏み込んでしまうと、エアコンとかテレビ、ソファ、ベッド、システムキッチン、いろいろなところにも踏み込んでいきます。我々としては、より経済効果のある、大工さんなんかやっけていく中で、その中で水回り、電気、そういったものも改修していただければ、10万でございますので、10万の部分というのは大工さんのところでしていただく。1つの事業の中では、その10万というご利用がいただけるようになっております。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

備品で。言うたら悪いけど、町長。あれ備品やないで。備品というのはテーブルやとか、応接セットやとか、椅子やとか、勉強机やとか、ベッドやとか、これを備品と言うんです。これは台風でやられて、家族で火災保険に入っていれば出てくる。上からやられたら、今はチップになっているから、冷蔵庫でも備品やけれども、パソコンでも全部出てくる。雷にやられた場合に。備品の考え方が分かっとらんね。めちゃくちゃやこれ。税法的に見たって、あれを備品と言う人間はおらへん、ほんなもん。あれ焼却しやなあかんやないんかな。何を考えとんねあんた。本当にむちゃくちゃよ。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

訂正させていただきます。

備品的。

---

**平野隆久議長**

それでは、瀧本攻君の質問の途中でありますが、ここで、午後1時5分まで休憩といたします。

(午後 0時 03分)

---

**平野隆久議長**

休憩前に引き続き、瀧本攻君の質問を再開いたします。

(午後 1時 05分)

---

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

1番目のやつは、これで終わります。

2番目の町の財政について。

令和元年度の財政の予想についてお聞きします。

お金の入ってくるのは、ほとんどないと思うんですけども、この3月議会でもって。6月は出納閉鎖になります。当初の予算では、私の記憶では財調を9億ぐらい切り崩してというふうになっておりました。ちなみに財調の一番高いときは、平成27年度。27あった。交付税だとか、いろいろなものが入ってきて、財調は14、5億ぐらいになっていると思うんですけども、財政課長、どうでしょう。町長でも大丈夫です。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、町の財政について、令和元年度の財政予想ということで、ご質問にお答えをさせていただきます。

令和元年度当初予算では、クリーンセンター改修事業、防災行政無線デジタル化事業、紀

伊長島地区学校給食センター整備事業、三浦・矢口漁港海岸保全施設整備事業などの大型事業や、証明書等をコンビニエンスストアなどで発行するためのシステム構築費などで、予算規模は合併後最大の113億6,175万3,000円となりました。

また、補正予算につきましては、今3月議会定例会に上程をさせていただいております予算を含め、4回編成いたしており、内容につきましては、国の施策に対応するためのプレミアム付商品券事業や、10月18日の豪雨等による災害復旧事業でございます。

財政の予想につきましては、当初予算では、財源不足を補てんする財政調整基金繰入金は9億8,695万5,000円でありましたが、3月補正後では5億6,603万3,000円と繰入れし、約4億2,000万円減少となっております。基金残高の増加等により改善されておりますが、近年、当初予算編成時には多額の財源不足が生じており、財政状況につきましては、引き続き厳しい状況でございます。

以上です。

議長、答弁不足です。すいません。答弁不足で申しわけございません。

まず、令和元年度のお話をさせていただきます。財政調整基金が14億9,828万8,000円でございます。令和2年度の見込みでございますが、6億5,579万3,000円でございます。

以上です。

#### 平野隆久議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

僕は、2年度のことには聞いていないので。元年度、出納閉鎖が6月に行われます。そこで例年、監査委員を入れて決算委員会を開きます。不用額は大体、最低でも3億8,000万、多かったら5億を超えてきます。その半分をまた財調に積み立てます。そうすると16億円ぐらいになるんじゃないの。16億か17億に。財政課長。

#### 平野隆久議長

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

令和元年度末の財政調整基金につきましては、先ほど町長が申しあげました14億9,828万8,000円でございます。

議員からいただきましたご質問につきましては、令和元年度の決算を経まして、令和2年度に繰越しをした際に、議員のおっしゃるように2分の1以上を財政調整基金等に積立てな

ければならないということで、地方財政法のほうで決まっておりますので、その繰越額の2分の1を財政調整基金等に積立てさせていただくんですが、もし仮にそれが2億円といたしましたら、先ほど申し上げました財政調整基金には2億円プラスにはなるんですが、令和2年度で、繰入金で8億4,000万円ほど繰入れを予定しておりますので、そちらの減額を見込みますと、先ほど町長が申し上げました令和2年度末の財政調整基金といたしましては、6億5,679万3,000円でございます。この残額に、令和2年度の2分の1の積立てを加算いたしますと、8億5,000万円ほどの令和2年度の見込額となる予定でございます。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

僕は、令和2年のことを聞いていないんです。令和元年度の予想を聞いておるんで、今までの実績を見たら、少なくとも3億8,000万、多かったら5億の不納欠損が出ます。その2分の1を積立てたら、16億が17億になるんじゃないんですかということを知っているんです。

それと、もう一つ言えるのは、平成31年度が、令和元年度になったけれども、令和元年度で補正予算を6回やっているじゃないですか。6回やって、当初の予算は113億6,000万です。それは3億減っている。だから財政の見通しが甘いと言っているんです。そうでしょう。

#### 平野隆久議長

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

令和元年度の決算といたしましては、令和元年度に積立てます繰越金の2分の1につきましては、平成30年度分の繰越して積立てをさせていただいておりますので、令和元年度の財政調整基金の見込額といたしましては、先ほど町長が申し上げました14億9,000万円ほどになりまして、この令和元年度の繰越金は、令和2年度予算で積み立てることとなりますので、そちらは令和2年度の見込額の方に反映させていただくこととなりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

3億減少している原因でございますが、議会でもご説明させていただいたと思うのですが、

防災行政無線のデジタル化事業が繰越しになりました。この原因につきましては、台風によって工場が被災しまして、ちょっと納入が遅れているということで、その分が3億5,858万7,000円。事業が減額になったということでございます。

#### 平野隆久議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

それだけじゃないよ。交付税だとか出てきて、その交付税の中で財調に「△」で戻しとんやで、収入で。見たら分かる、そんなことは。財政課長、どうですか。それだけじゃないですよ。

だから、私が言うとなのは、お金があって事業ができるんやで、予想だとかこんなことは、あまりにも緊張感がない。余ってもあかんし、多かってもおかしい。そんならお金を使ったらいいやん。それは言うときますわ。もうちょっと真剣に考えてもらわなあかん。

町の公会計についてこの前質問しまして、皆さんのテーブルに配付させてありますけれども、いわゆる貸借対照表です。左が資産の部で、固定資産が468億7,400万、そして流動資産が26億2,800万、投資的な資産です。有価証券、支出金、いろいろあります。これが45億6,400万。この徴収不能の引当金は、恐らく「△」に上げてありますが、銀行もこういう上げ方をします。要するに、住宅の未収金だとか、いろんなものが入っていると思います。それと税収の不足金が、結局三重県整理回収機構に持っていくわけですから。

これを見ますと、総資産が364億8,800万。純資産合計、右方の負債の部の下から2番目の364億8,800万あるわけです。そのうち流動資産が70億あるわけです。その70億の中の10億は退職金として、11億8,000万ですけれども、積み立てております。そうすると、大体60億ぐらいの使える金があると。

この公会計、恐らくソフトが変わったと思うんです。昔はこの退職引当金が借方にあった、資産のほうに。だからソフトが変わったんじゃないですか。

私が今言ったことに対して、これは違っているとか、あつとるとかいうことのご答弁をお願いいたします。

#### 平野隆久議長

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

こちらの財務諸表につきましては、平成27年1月に、総務省でマニュアルのほうを作成い

たしました統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づきまして、財務諸表を作成して  
ございます。

先ほど、瀧本議員が言われましたことにつきましては、瀧本議員のおっしゃるとおりとい  
う認識でございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

#### 平野隆久議長

瀧本議員。時間カウントしませんので、再度ちょっと言うたってください。

#### 10番 瀧本攻議員

要するに、町の財産としては364億8,800万あるわけです。その中で、「△」は償却してき  
て、累積で124億1,600万、これはいわゆる建物を償却しているというふうに理解できます。  
364億8,800万のうち、退職金が118万1,000円。それで町の流動資産、投資だとか、それが約  
60億ぐらいあると理解して、バランスシートを見るとそう見えるんです。それで間違いない  
ですか。

#### 平野隆久議長

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

町の純資産につきましては、先ほど瀧本議員の言われたように、364億8,000万円ほどとな  
っております。また退職手当の引当金につきましては、こちらのほうは、今の現職員が自己  
都合で退職したという想定で、この11億8,000万円をこちらの引当金として掲載させていた  
だいております。また投資等、流動資産につきましては、基金等を計上させていただいてお  
りますので、瀧本議員が言われております60万円ほどの資産となっております。

ごめんなさい。すみません。

基金につきましては、60億円でございます。

#### 平野隆久議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

3月の議会人で、公認会計士の青学の名誉教授の彼が書いているのが、今、課長のやった  
バランスシートなんです。それで改正後には、1点でいうと、退職金は負債のほうに引き当  
てよと。27年度にしていたということは、ソフトは変わっていたかどうかと。ソフトはずっ

と一緒なのかということ。

それと、こういうものを公会計、公会計といって、27年ごろか、先輩議員が言われていました。一向に出てこなんだ。出てきた。出てきたけれども分からない。私も三遍ほどチェックした。いわゆるトータルが違うもんだから。だからソフトは変わっていないんですか。

**平野隆久議長**

水谷財政課長。

**水谷法夫財政課長**

こちら、作成ソフトにつきましては、先ほど申しあげました平成27年1月の総務省の公会計マニュアルに基づいたソフトのほうを使用して、この財務諸表を作成してございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

やはり、会社でいったらこれが一番大事なんです。この資料を公開せなったら、町の財政がどうなっているかいうことは分からない。それと借金についても、結局借金は、地方債やいろんなものを含めて120億ぐらいあるかな、130億。その大体20億ぐらいが借金です。そうでしょう。それ答弁お願いします。

**平野隆久議長**

水谷財政課長。

**水谷法夫財政課長**

地方債の残高につきましては、先ほどの瀧本議員からのお話のとおり120億円でございます。これはまた別の法律になるんですが、健全化法で残高に対する交付税の算入割合を算定する様式がございまして、そちらの算定では、平成29年度の地方債残高に対する交付税の算入割合が83%となっております。実負担といたしましては、地方債残高の17%を実負担ということでなっておりますので、先ほど瀧本議員の言われた20億円は、120億円に対する町の実際の負担額が20億円ということになります。

以上でございます。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

前、これを自治会等に説明に行って、割って、1人当たり60億あると聞いて、言うたら脅しではない。ここをきちっと説明せなあかん。今は変わった。私が言ったんです、これを。貸借対照表はこれで終わります。

それと、1町換算と町長はずっと言われています。1町換算で、どれだけ減額になるんですか。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

よく2町換算とか1本算定とか、お話をさせていただいております。27年度まで、2町で、旧紀伊長島町、旧海山町の普通交付税を合算した金額でいただいております。それから28年度から徐々に下がってきて、令和2年度、1割、令和3年度から普通の1町換算、紀北町としての換算になります。

**平野隆久議長**

水谷財政課長。

**水谷法夫財政課長**

金額につきましてご説明をさせていただきます。

令和元年度の合併算定替えの3割として交付していただきました金額につきましては、5,660万7,000円となっております。令和3年度につきましては、令和元年度と同額を交付していただけるという条件のもとですと、この5,600万円ほどが減額されることとなります。以上でございます。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

町長がしょっちゅう1町換算になるので財政が硬直すると。5,600万、大した金じゃないじゃないですか。おかしいですね。

それで、ちょっとここに通告はしていなかったんですけども、会計のことで申し上げますけれども、いわゆる令和2年度の地方財政計画、これは増えております。この審議官は、総務省大臣官房審議官、これも3月号の議会人で来ました。これを私は友達に取ってもらったんですけども、自治財政局長の次の審議官です。谷史郎という方です。それは、いわゆる地方税を増やそうというふうに書いてあります。審議官が言っているのも間違いありません。

それが議会人に載っているんだから。それは執行部がそのインテリジェンスを持っていなかったら大変なことですよ。

それで、減災のところも減るところがあるけれども、トータル的には前年度よりも0.7兆円、いわゆる7,000億上回ると。それで地方と都道府県と市町村と、それを真っ二つに割ってするというふうに書いております。それと地方と市町村の同額程度にすると書いております。それと地方税のその中で、防災減災についても、うちも緊急の浚渫事業をしましたけれども、ダムを治山、浚渫できるように、新たに900億を計上されております。本年度の事業は、令和2年度から令和6年度まで4,900億となっております。これを恐らくご存じないと思う。それと過疎の問題があるので、市町村分を同額程度とし、ということは、都道府県と同額程度とします。算定するに当たっては人口を基本とした上で、人口構造の変化に応じ、指標として人口減少率の高いところ、年少者人口比率、高齢化比率の高いところ、生産年齢人口が少ないところ、人口集積の度合いに応じた指標として、非人口集積地区の割合を特に人口密度の低い地域の人口に割当てを反映するというふうに交付税がなってきたおるわけです。それを安倍さんが、前にも言ったように、日本列島を隅々まで景気をよくするというに通じているわけです。このことをご存じかどうか。

それから、防災の面では、緊急自然災害防止対策事業で3,000億を計上したと。崩壊地域での、緊急防災でも5,000億計上している。指定避難場所だとか、消防を建てたついで、後で建てていたらもっとお金をもらえていたと思う。消防に対しても移転事業には新たに追加すると書いています。こういうことは、おたくら執行部のほうでこういうインテリジェンスは入っておりますか。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それは、いろいろなところでお話は聞いておりますので、存じております。また緊防災等についても、河川等についての堆積土砂撤去なんかにも使えるというような、いろいろ枠が少し広がりまして、そういった意味ではいろいろと、日本全体ではございますが、そういった施策が打たれているのは承知しております。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

それもあるけれども、私の言っているのは、いわゆる老人の多いところ、人口密度の高いところにはあまりしないと。人口密度の低いところに国税でお金を補填しようということを言っているわけです。総務省の財務担当の審議官、ナンバー2です、これ。執行部がご存じかどうかということ。それに基づいて予算をつくらなければならない。まあつくっているけれども。どうですか、その辺は。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

存じておりますし、私も総務省のほうからじかに、担当課長ですか、お話を聞く機会もございました、そういった国の方策、その他については聞かせていただきました。またこういった部分で、どれだけのものがどれだけそれぞれの地方自治体に入るか。それは計画があつてのことですが、そういったものをどうしていくのかということは、検討して少しでも国等のお金がいただけるような施策を行っていきたいと思います。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

それでは遅いんさ。だから私は言っているでしょう。霞が関の庁舎へ行って、係長に聞いたら、こんなものは数字が出てくるんだから、もう出来上がっている。もう衆議院で令和2年度の予算が通っているわけで、何も修正されとらんやで。本当にやるのが遅過ぎる。これは今後の課題として勉強して。私らも一生懸命にこうやって勉強しているんやで。証拠書類を示してしとるわけやで。

それでは、次に町の経済と町の方向性について。

町長は、みんなが潤いやすらぎと笑顔がつけれるまちづくりと言っているけれども、健康と、それから運動等にあまりにも重点を置き過ぎている。今のコロナ対策じゃないけれども、コロナ対策にしたって、コロナ対策もせんなんけども、経済対策もせんなん、株は3割ぐらい下っている、ダウも下がりよる。トピックスも3割ぐらい落ちている。経済が何も無い。地元の経済をよくする案が何も町長にはない。頭の中は空っぽや、これ。どういうふうにしていくんですか、町の経済を。そんなガンガゼとか、そんなことばかり言いよつたで、あかんやん。これが町長の一番弱いところ。どうするんですか。

**平野隆久議長**

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員から見れば、町の経済対策は大変至らないというようなことでございますけれども、我々といたしましては、第2次総合計画、それから地方創生まち・ひと・しごと総合戦略、こういったものを着実に進めながら頑張っていきたいと思っております。

ただ、議員からおっしゃれば、そういったものについて生ぬるいというようなお話であろうかと思いますが、我々としては、職員一同、こうやって議員の皆さんのご意見をお聞きしながら、一生懸命頑張っております。

#### 平野隆久議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

いつこの質問をしても同じ答えです。それを何にもしやへんのやで。だから私は前回、何にもしない町長と言った。ここが一番大事。経済をよくしたらいろんなことができるんです。例えば一例を言いましょうか。木曾岬のソーラーメーカー。これは丸紅が、県の許可と、それから愛知県の許可を取って、7,000人の人口のところでメガソーラーをやったんです。これ115億の利益が出ているんです。それも税金を払った後です。というのは、三重県は日本列島の中で日照時間が全国で3番目に多いんです。

だから、もうけることを考えなければいけない。私は今度の視察にメガソーラーを提案します。5,000万の資本金だけれども、65億になっている。何倍になっているの。5,000万の金が百何十倍になっている。これはこの本にも載っています。インターネットでもひいた、115億だから三重県の中で、一番企業でもうけているのは住友電工、その下がこの木曾岬メガソーラー、その下が百五銀行、百五銀行は90億です。やっぱりその辺を考えてもらわなければ。それに対して何にも施策を打たない。挑戦しない。その点について、どういうふうにかえられているか。これはリスクを伴う。これをやらなんだらこの町は沈没する。みんな外へ出ていくんです。出て行って就職するんです。ひと・まち・しごと、どうですか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

いろいろ経済を動かすということは、大変大きなエネルギーが要ると思っております。このメガ

ソーラーについても、私も視察に行っていました。視察させていただいて、あれは木曾岬干拓という大きな事業がございまして、そういった干拓地をどうやって活用するかという中で生まれたものでございますので、我々は、干拓とかそういったことから取り組めるかと、そういう自治体でもございませぬので、そういったことも踏まえて、そういった大きな事業も大切ではございますが、小さく、それぞれ住民のためになるような施策も必要ではないかと思ひます。

私は、できれば議員のような考え方も持ちたいのですが、我々のまち紀北町では、なかなか難しいのではないかと考えております。

**平野隆久議長**

瀧本攻君。

**10番 瀧本攻議員**

最後に質問します。やはり、そういうものに乗っかる、できれば国策に乗っかるような事業を持ってこない、やっぱり町が栄えないのです。隣のまちを見たら分かるやないか。60年間栄えたんです、尾鷲市は。三田火力で。次の手を打っていなかった。そういうものをせなんだらあかんやん。だから廃業、倒産に追い込まれてくる。この前も言ったでしょう。だからそういうことに角度を広げて、目を向けて考えていただきたい。私はそう思ひます。答弁はいいです。考えていないんやで。答弁はよろしい。

これで私の3月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**平野隆久議長**

これで瀧本攻君の質問を終わります。

---

**平野隆久議長**

ここで、1時50分まで休憩といたします。

(午後 1時 39分)

---

**平野隆久議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

**平野隆久議長**

次に、2番 田島明良君の発言を許します。

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

2番田島明良。令和2年3月一般質問を行いたいと思います。

第1番目、紀北町における公共交通の将来像について。

幾つもの項目があるんですけれども、続けて読ませてもらいます。

ドア・ツー・ドアの実証事業「えがお」が始まりました。スタートして約1か月間ですけれども、評価・意見等、詳細を教えてください。

また、町長は、この実証実験中に乗客の要望を聞き、内容を検討し、修正するとの考えを示しました。いつ、何を、誰が検討し修正するのか、また企画課だけでなく議員も入れた会議を要請したいと思います。

また、年間計画を立てているのでしたら教えていただきたいです。

「いこかバス」が独自の運行で育ちつつあるこの事業をさらに発展させ、交通空白地区に対して張り巡らせる必要があると思いますが、どのような考えをお持ちですか。

また、スクールバスも活用してはいかがでしょうか。ご答弁をよろしく願いいたします。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、田島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、1、「えがお」の状況でございます。

実証事業につきましては、2月17日から始まったばかりではございますが、詳細な検証は、今のところできておりませんが、2月17日から3月3日までの利用状況や、ご利用された方のご意見等につきまして説明させていただきます。

利用延べ人数は、海山地区14人、紀伊長島地区34人の合計48人になります。1日当たりの平均利用者数は、海山地区0.88人、紀伊長島地区2.13人の合計3人となります。利用目的につきましては、買い物が31.6%、通院が5%、公共交通への接続利用が2.6%、帰宅が

52.6%、帰りですね、観光が0%、その他7.9%でございます。

利用された方のご意見等につきましては、アンケート調査を実施しておりますが、ありがたい、助かるという意見が大半を占めておりますが。毎週電話しなくても予約できるようにしてほしいといった意見もございます。

その他、交通空白地域16か所で実施しました説明会におきましては、110人の方にご参加をいただきましたが、非常にありがたい、便利なのでたくさん使いたいという意見が多くありました。

運行時間については、早朝、夜間のJRやバスに合わせた運送をしてほしいという意見や、運行範囲については町外特に尾鷲病院まで送迎してもらいたいという意見、運賃については年金生活者には料金が高いといった意見もございました。

また、2月22日に実施しました紀北町自治会連合会への説明では、会員から現時点での実績を問われただけで、特に意見・要望等はございませんでした。

当事業につきましては、まだ始まったばかりでございますので、今後しっかりと検討してまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、乗客の意見等も踏まえた議員も入れた会議を要請されたいとのことですが、乗客の皆様や議員の皆様等の貴重なご意見等につきましては、今後の新交通システムの在り方の参考にさせていただきたいと思っております。議員の皆様とは、先ほども申しあげましたが、議場や全員協議会、委員会での一般質問など、そういった全員協議会などでご意見を聞かせていただけるものと思っております。

年間計画については、今後、新交通システム実証事業の結果等を踏まえて、しっかりとした年間計画をつくってまいりたい、そのように思っております。

最後に、「いこかバス」をどう発展させていくのか、またスクールバスを活用できないのかということですが、「いこかバス」の海野線及び便ノ山線でございますが、平成23年の運行開始から、右肩上がりで利用者が増加しておりましたが、近年は人口減少の影響と新規利用者が増えないことによりまして、利用者数が減少傾向にございます。

運行エリア全体で新規利用者を獲得するためのPRや取組みが必要であり、バスを利用したことがない高齢者の方もまだまだたくさんいらっしゃることから、体験乗車会を実施するなど、利便性を周知したいと考えております。

コースやバス停、時間を見直すということにつきましては、新交通システム実証事業の検証結果と併せて、慎重に検討していきたいと思っております。

続きまして、スクールバスを活用できないかとのご質問でございますが、スクールバスを住民の移動手段として利用している市町村があることは聞いております。

本町の場合、スクールバスの空いている時間帯での利用につきましては、小学校、中学校の下校時間の違いにより、利用できる時間帯が少ないと考えられます。

さらに、スクールバスの場合、遠足等の行事に利用する場合があることや、台風等で急に休校となるなどで、スクールバスを臨時で利用する場合があることが懸念されることではございますが、検討については今後行っていきたいと思っております。

## 平野隆久議長

田島明良君。

## 2番 田島明良議員

まず最初に、実証事業の「えがお」について、少々お聞きします。

初乗り運賃、10分まで600円です。これ高過ぎると思いませんか。ちなみに、三重県のタクシー料金、初乗り運賃590円です。もうそれで10円違うんです。ほとんど距離制運賃を使っているのです、1.2キロまで590円です。これを考えると非常に高いなど。やはり「いこかバス」並みの200円から400円ですか、その程度で抑えていただきたいなと思います。

企画課からこの資料をいただいたんですけども、ほとんど10分以内のお客さんが大半です。だから、この料金表の20分、25分とか30分とか、料金が2,100円、2,600円ということは、まず考えにくいと思うんです。歩いて10分というのは結構ありますけれども、車で10分といったら結構遠くまで行けるんです。だからこの料金を先ほど言ったように、200円とか400円とか、その程度に抑えていただきたいなと私は思います。

また、海山地区がほとんどだと思うんですけども、尾鷲総合病院に通院されている方が結構多いんです。そういう人のために、尾鷲病院限定で配車していただきたい、そういう住民の要望は多いです、海山地区は。先ほども、尾鷲へ行きたいというのが乗客の要望の中にあつたと町長はおっしゃいましたけれども、なかなか尾鷲地区全体に行くとすると大変ですので、クリアするのに大変だと思います。

それで、朝の三重交通の島勝線、尾鷲病院の診療時間の9時前に配車をするバスはありません。尾鷲長島線は、病院前が9時前ですか、ちょうどその時間帯があるんですけども、島勝線についてはありません。そのことを踏まえて、よろしくご検討をお願いします。

要するに、尾鷲総合病院へ行きたいというのは、やはり今年度の予算に、資金的には年間4,400万円援助するという議案があります。その援助に対して、患者が通院したい、この

「えがお」を利用して通院するのに、これをだめですよともう目もくれないような施策では、町長、かじ取りを疑われます。このことを本当に真剣に考えてください。お願いします。それでご答弁を。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

基本的な部分からまずお答えをさせていただきます。料金の話をされました。10分600円という話で、タクシーの初乗りが590円だというお話をしました。これを置き換えてみますと、10分でどれくらい進めるかという過程で進めさせていただきます。路線バスで約380円、河合線で330円、いこかバスで400円、福祉タクシーで約800円前後、相乗りで1,500円でした。それでタクシーが約2,500円、そういうことからすると、金額的にドア・ツー・ドアで行く10分間の距離という観点からすると、それほど高くないとは思いますが、3人で乗っていただければ200円ということで、極端に言えば、いこかバス、そういったものよりお安くなっております。路線バスでも380円でございます。3人で乗っていただければ200円ということになりますので、そんなに高くない。この料金の設定については、これらのバランスを考えて、それからまた、利用の80%、90%が多いということを考えて、10分間を初乗りとさせていただいたところでございます。

料金については、今後も検討していかなければいけない課題だと思っておりますので、ご提案ということでいただいております。

それから、尾鷲病院の話ですが、これは私もできないものかと思っております。尾鷲病院と尾鷲駅です。例えばそこに限定してできないのかなと。そうすると尾鷲駅などは、特急の話、朝一番の話も出るんですが、できないかなとは思っています。ただ福祉タクシーと普通の民間タクシーがございまして、そういったところの料金とか利用の関係、そういったものを公共交通会議にかけて、福祉タクシーの方たち、これは民間のタクシーの方も入っています。そういう方たちの了解をいただければ、そういう事業にも取り組んでいけるのかなとも思いますが、そういう他の公共交通を担っていただいている方との調整が、まだまだかかるのではないかなと思っております。認識自体はございます。

それから、こういう意見に目もくれないじゃなしに、以前も申し上げたように、こういうご意見をいただければ、真摯に検討しながら、また業者の方とも検討しながら、よりよい公共交通「えがお」をつくっていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

## 平野隆久議長

田島明良君。

### 2番 田島明良議員

町長の前向きなご答弁、ありがとうございます。実現できますように、企画課長ともご相談なさって、よろしく願いいたします。

次に、いこかバスなんですけれども、これについて若干質問させていただきます。

海山では、汐見とか小浦とか小松原、河内、馬瀬奥、鯨、生熊。長島では、志子奥、片上、田山、その他空白地域が38か所あると町長はおっしゃられております。これらの地域をぐるぐる回って、商店、スーパー、病院などを巡回してもらって、それで道路が狭かったら、ワゴン車にサイズを変更してもらってでも走ればよいと思います。やっぱり紀北町全体を見回してやっていく必要があると思います。今のところ、海山1路線、長島で1路線、これでは足りないと思うんです。やはり紀北町全体を見て、このいこかバスをさらに発展させて、台数が少なければ増やしてもらって、そういう考えはお持ちでしょうか。ご答弁をよろしくお願い致します。

## 平野隆久議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

いこかバスのご利用のことについてご質問いただきました。いこかバスは、皆さんにも喜んで使っていただきました。この公共交通には、いろいろな交通手段を複合的に合わせて、我々の町はやっていかないと難しい町だと思います。ご承知のように、紀北町は257km<sup>2</sup>ございます。幹線が谷間へいって、いろいろありますので、三重交通さん、JRさん、それから民間のタクシー、福祉タクシー、それから「えがお」、そういったものをうまく利用しないと、1つの方法でこの町の公共交通を担うことはできないと思います。23年から、基本的にはいこかバスを運営してまいりました。それで路線は、いろいろ行ってくださいというお話もありまして、名倉、片上のほうも回らせてもらったこともございます。そういったものが、回らせていただいて補完できない部分があったので、この「えがお」ということ。その前に相乗り運送ありますよね。相乗り運送、「えがお」等をさせていただいたところでございまして、こういったものをうまく補完し合いながら、それぞれがうまく公共交通機関を使っていただきたいと思っております。

それと、いこかバスの経費につきましては、約500万から600万。今の段階で週2回、2.5

往復なんです。これで回ってこれだけの経費がかかりますので、なかなかこれを、257km<sup>2</sup>をぐるぐる回すというのは、大変難しいのではないかと考えております。

#### 平野隆久議長

田島明良君。

#### 2番 田島明良議員

やはり、いこかバスを有効に使うならば、1台で海山、長島、交互に使い回すというのは、ちょっと無理があると思うんです。だから、やはり2台、3台購入して、空白地域がたくさんあるものですから、料金も安いし、これが週2回で少なかったら、3回、4回走るとか、そういう方法も考えられますし、よろしくお願いします。

次に、スクールバスの活用の件なんですけれども、いこかバスの運行は午前中にほとんど終了しています。このいこかバスの運行時間帯にスクールバスの運行が可能だと思いますが、いかがでしょうか。それにまた、現在、引本浦から相賀小学校、もう1台が島勝浦から矢口小を通過して潮南中学校、学校課長のほうが一番よくご存じだと思うのですが、現在走っておりますけれども、この2台を1台に統合できると思うんです。わざわざ引本浦から相賀までじゃなしに、島勝から、ずっと線は一緒ですので、島勝から相賀地区までできると思うんです。ぜひとも検討をお願いします。

スクールバス混乗という、以前も同僚議員が質問した経緯があると思うんですけれども、同じ時間帯に乗り合わせるのではなく、空いた時間に何便か運行している自治体を私は見ております。総務省や文科省の補助金なんかを使ってなかなか運行しにくいんやということを聞いていますけれども、運賃無料でしたら、すぐにでも運行できます。有料でも可能です。全部聞きました。購入してから6年か7年か経過したら、有料でも使えますということ聞いております。特に四国地方が多いんです。山間部の自治体が多いんですけれども。それと近くでは鳥羽市も行っています。鳥羽市は福祉バス、要するに無料です。無料バスで走っています。当町は現在スクールバスが走っておるんですけれども、運行状況は課長のほうが一番よく分かっていると思いますけれども、ちょっと詳細を教えてくださいなんですけれども、よろしいですか。お願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

運行状況については、担当の課長からお話をさせていただきます。

バスなんかの場合、やっぱり定点・定時、こういったものがしっかり確保されるかという観点等もございます。ですから、どういう利用ができるか研究はさせていただきますが、いろいろ諸問題あります。

後で言おうと思ったけれども、今言わせていただきます。確かに、いろいろ以前も提案いただいた中で、尾鷲のふれあいバスのお話もあったんです。事実それが動けば便利にはなるうかと思えます。しかし、今我々が一番思っているのが、今500万ちょっとのお金で、9,000万の事業をやっているんです。

三重交通は、1日6往復、7往復やっています。これを廃線にすることはできない。我々としては、これを少しでも延ばして使っていきたい。便利になって無料で、例えば「えがお」でもそうです。それに乗っていただいて、無料です。やり出せばこれがダウンします。そうすると4万人の方が、今使っている移動手段が使えなくなります。そういったこともあって、今、島勝路線が、15を2年間続けて切ると、国・県の補助金がなくなります。ということは、もう運行できないという話なんです。ですから、今は15.1でぎりぎり踏ん張っています。ここへ無料のものを走らせれば、今まで6往復していただいた便利なバスがなくなるということになりますので、我々としては、まずはこれを守っていきたいと。そして、三重交通が撤退ということにならないように頑張るんですけども、なっていくそうだとしたときには、またいろいろな手段を講じなければいけないと思いますが、今は我々としたら、大事な地域間幹線交通を守りたいという考えがまず第一でございます。それでは、課長のほうから。

#### 平野隆久議長

宮本学校教育課長。

#### 宮本忠宜学校教育課長

それでは、海山地区におけますスクールバスの運行状況についてご説明させていただきます。

海山地区のスクールバスにつきましては、今現在3台ございます。その利用としましては、相賀小学校のほうで2台利用しております。続きまして、矢口小学校と潮南中学校の送迎に1台利用しております。

利用の形態としましては、登校時1便運行いたしております。下校時につきましては、下校時間の違い等から、2便運行するというような形でございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

先ほども私、質問しましたけれども、やはり島勝から潮南中学校を走っているハイエース、ワゴン車ですね。これはなくてもいいと思うんです。引本から相賀小学校に行っているのは、29人乗りの、いわゆるマイクロバスです。それ1台で十分走れると思うんです。合計しても24人です。十分乗れます、まだ。そういった考えで1台空いてくるんです。いかがでしょうか。

**平野隆久議長**

宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

相賀小学校で、今現在、引本地区から送迎を行っています29人乗りのバスと、矢口小及び潮南中学校の送迎をしております11人乗りのスクールバスと、2台ございます。その統合ということでございますが、今現在の話なんです、相賀小学校と矢口小学校、学校の始まるの時間に違いがございます。そういうことから、島勝地区、白浦地区から矢口小学校へ降りて、相賀小学校、潮南中学校へ降りるということになりますと、朝、遠くから乗る児童、生徒の乗る時間が、ちょっと早くなる可能性がございます。それと早く学校へ着いてしまつて、相当始業時間まで待つことになる。そういうふうな今の始業時間の関係では、そういう懸念がございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

ちょっと時間帯に間に合わないとか、そういうことはないと思うんですけれども、もう一度ご検討をお願いします。

**平野隆久議長**

中井教育長。

**中井克佳教育長**

お答えします。

相賀小学校と小規模校の学校運営の違いがございます。小さい規模の学校ですと、どうし

でも2学年が1教室で学ぶことになりますので、いろいろな教え方に工夫が必要になってきます。特に工夫しないといけないのは、一人一人教えてあげる時間を確保するために、朝早く出させて学習会をしたり、あるいは放課後の特別学習等をするときに、どうしても時間の重なり、2校分を運行する場合に、どうしても時間の重なりが出てきます。統廃合するときに丁寧な学校運営をやるということで、地域にご理解をいただいておりますので、その約束事に基づいて、できる限り交通の便を考えると、このような形になります。

以上です。

## 平野隆久議長

田島明良君。

## 2番 田島明良議員

今、島勝から走っているワゴン車は、矢口経由で潮南中学校へ行かれていますね。だから、何の問題もないと思うんです。時間的にどうのこうのと言われますけれども、マイクロバスで島勝から出たら、矢口で降ろして、今度は引本で乗せて、それで相賀小学校、潮南中学校、十分だと思うんです。また、検討よろしくお願いします。

次に、私たち有志議員で南伊勢町のデマンドバスの視察に行っていました。ちょっと説明させてもらいますけれども、4地区に分けて1台ずつ、予備にもう1台、障害者用に1台待機しております。南伊勢町は人口約1万2,300人、この利用者が倍の2万5,800人、デマンドバスなんですけれども、利用している。倍以上です。採算は二の次と担当課長は言っておりました。それプラス、料金は200円が基本なんですけれども、年間料金2,000円を払うと、1年間乗り放題です。そういう特典を南伊勢町で行っております。

だから、こういうことを本当にできないのかなと思って、私はすばらしいと。隣の町なんですけれども。高齢化率は50%を超えているんです。それプラス、また町営バスも運行しております。町営バスは料金が100円から500円。それで利用者数、3万2,469人利用していると。だからこの2つの交通を合計すると5万数千人になるんです。だから、紀北町は人口1万5,300人ぐらいですか。高齢化率は44.4%。住民課長に聞きました。悪いですけれども、南伊勢町よりもまだましなんです。

それと、菰野町でもつい最近、実証実験が始まって、注目したいと私は思っております。名古屋大学の加藤先生も交通会議の委員になられております。菰野町の特徴は、アプリを使い、そのアプリで、もちろんタクシーも利用できるし、町の交通システムもアプリで全て見られると、こういうことを菰野町ではやっているんです。

だから、こういうことを考えると、いま一度原点に戻って、総合的に考えてそういう手法を取り入れていただきたいと思いますけれども、そのためには、先ほど申し上げたように、再検討の必要があるのではないのでしょうか。町長、ご答弁をよろしくお願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員のおっしゃることも分かります。各市町がいろいろと取り組んでおります。それはある意味で、各市町がそれぞれの土地、その他の公共交通等、そういったものをいろいろ考えております。今言われた菰野町が、約100km<sup>2</sup>、南伊勢が240、50km<sup>2</sup>、それから隣のほうにある玉城町、あそこも東大かどこかと組みながらやったと思うんですが、それぞれのまちがそれぞれの地域に合った、例えばタクシーのあるところ、ないところありますので、タクシーのある南伊勢のようなところは、うちの「えがお」のような運行はなかなか難しいと思います、逆に言えば。個人タクシーのお客様を取ってしまうし、金額で言えば、うちで比べても4倍のタクシーがありますから、この「えがお」のようなシステムを例えば南伊勢で走らせれば、タクシー業界が一発で沈んでしまうんじゃないかなと私は思います。

そういったことからすると、うちは28年にタクシーがなくなって、この「えがお」方式になりました。ドア・ツー・ドアです。ドア・ツー・ドアが、私はこのデマンド交通よりもずっとすてきな、町民にとって優しい。我々相乗りをしたときもそうでしたが、バス停まで行く、あれは500m以内に停留所がないという話で空白地域にしているんですけれども、それを歩くのが大変だという話もいろいろ出ていまして、我々としたら、そういったことではなしに、ドア・ツー・ドアということで相乗りをまず試験運行させていただいて、今度は「えがお」に入ったわけですので、デマンド交通なんかと比べると、私的にはずっと進歩した公共交通ではないかなと思っております。

それから、アプリにつきましては、当年度予算に予算化もさせていただいて、どういうアプリになるかそういうような形になるか、どういう形になるのかは分かりませんが、AIを利用した予約システムができないかと、恐らくそれが菰野のほうとか、鳥羽だったか、志摩だったか、どこかあの辺のシステムもそういうAIのシステムを使っていますので、我々それも検証していきたいなと思っております。

ですから、我々の地域に合った、我々が考えるべき、住民のために少しでも役立つ「えがお」を開発させていただいて、これは以前も申し上げましたが、三重県初に近い事業でござ

いますので、ご理解願います。

## 平野隆久議長

田島明良君。

## 2番 田島明良議員

そうしたら、次の質問に入らせてもらいます。2番の空き家対策のほうに入らせてもらいます。空き家の中でも、倒壊しそうな家屋の近くに住む方たちにとって、台風、また暴風のときに、何か飛んでくるかわからない。こういう不安を払拭する手立てを持っておられますか。

また、解体補助金制度を詳しく説明していただきたいと思います。また、住民から補助金制度について、要望とか相談なんかはありましたか。ご答弁をお願いいたします。

## 平野隆久議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

空き家対策についてということでございます。

議員ご指摘のように、倒壊しそうな家屋で、近隣に影響がある場合におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、まずは所有者の方に対して通知を行い、今後の管理などについて相談を行っているところでございます。

そういった相談に対して、一向に改善の兆しが見られない案件につきましては、空家等対策協議会へ諮問した上で、特定空家等に認定し、所有者に対し、倒壊や飛散しないように法律に従って改善を促していくことによりまして、地域住民の不安を払拭いたしているところでございます。

空き家につきましては、あくまでも個人や法人の財産であり、適切に管理する責任がございいますので、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないためにも、所有者等に対して根気よく改善を促していきたいと考えております。

解体の補助金制度についてお答えをさせていただきます。

倒壊する危険性が高い木造住宅に対する解体補助金につきましてご説明をいたします。

この補助金の対象となる住宅は、昭和56年5月以前に着工された3階建て以下で、倒壊する可能性が高いと診断された木造住宅が対象でございます。このため、この補助金を活用しようとする場合、まずは町が実施しております耐震診断を受けていただく必要がございます。この診断は、昭和56年5月以前に着工された3階建て以下の木造住宅であれば、町に申し込

んでいただきますと、無料で受診することができます。その結果、倒壊する可能性が高いと診断された木造住宅が対象となります。補助金額は、解体工事費の23%で、上限額が20万7,000円となっております、予算の範囲内で交付させていただいております。

この補助金は、補助率2分の1の社会資本整備総合交付金を受けて町が補助するもので、令和2年度予算には4戸分を計上させていただいておりますが、実際の交付戸数につきましては、国の交付金が決定する4月に決定することとなります。

町民の方からは、最近6件の問合せがございまして、制度の内容を説明し、耐震診断を受けていただく必要があることなどをお伝えさせていただいているところでございます。

以上です。

#### **平野隆久議長**

田島明良君。

#### **2番 田島明良議員**

この空き家対策は、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、紀北町でも平成31年3月、空家対策計画の策定をしました。空き家の利活用と適正管理及び管理不全空き家に対する取組強化の契機となるよう、基本的な考えを示してあります。計画期間は2023年までの5年間であります。ホームページを通じて行っていることは理解しております。また空き家バンクを開示して、売買及び賃借などを行っていることは理解しております。

そこでお聞きしたいんですけれども、現在の空き家数、空き家率、ちょっと教えていただきたい。その上で、次の段階は、助言、指導、勧告、命令、行政代執行といくと思うんですけれども、おのおの今現在どのようになっておりますか。詳細を教えてくださいと思います。

#### **平野隆久議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

制度等の説明になりますので、担当から答えさせます。

#### **平野隆久議長**

岩見危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

昨年度制定しました紀北町の空家対策計画におきまして掲載させていただいております空き家等の数につきましては、紀北町全体で781軒でございます。その中で不良空き家として

判定を受けているものは45軒となっております。

現在の特定空き家の指導の状況でございますけれども、今のところ、紀北町は特定空き家が1軒ございまして、横町の特定空き家の処分を行っております。現在は指導、勧告、命令、それが全て終了して、今は代執行の解体処分を実施している状況でございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

そうすると、今は助言とか指導とか、勧告、命令というのはないということで理解してよろしいですか。

**平野隆久議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

それらの指導、勧告、命令を終えまして、既に代執行をしておりますので、今のところはそういう処分をしている家はございません。

**平野隆久議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

そうしたら、次の質問になりますけれども、家屋の解体をする段階になりますと、私よく聞くんですけれども、土地の固定資産税が相当跳ね上がるということを聞いています。何倍に上がるのか、ちょっとお聞きします。所有者にとってみれば、言わば必要のない土地の家屋を解体し、固定資産税を多く払うという考えにはならないと思うんです。住んでいる家でしたらそれはないんですけれども、空き家ですから、空き家に対して、家を解体したら固定資産税が上がるという、そこは二の足を踏むんじゃないかなと思うんですけれども、ご答弁をお願いします。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

基本的なところは、住宅を建てることによって、固定資産税が6分の1になるということでございますので、そちらが今建っていることで安くなっているということでございますの

で、普通の固定資産に戻るという考え方でございます。上がるのは上がるんですけども。

そういった中で、制度のことについてはいろいろとありますので、担当から答えさせます。

税務課長のほうから答弁いたさせます。

#### 平野隆久議長

直江税務課長。

#### 直江仁税務課長

先ほどの質疑なんですけれども、場所等にもよりますし、町長が先ほど述べられたように、6分の1、家とかその土地によって、土地に家が建っていたりすると、それを取り壊す場合ですと6分の1の軽減とか、いろんな状況にもよるんですけども、軽減が外れたりして、元の価格になるという。本来は土地に対して税金が、その評価額、価値があるんですけども、家が建つことによって軽減されます。それを取り壊すことによって、上がるのではなくて元に戻るという考え方となります。一概には言えないんですけども。

以上です。

#### 平野隆久議長

田島明良君。

#### 2番 田島明良議員

やっぱり、家を解体して空き地になったところを持っていても仕方がないという考えが起きてくると思うんです。そういう個人から、寄附とかそういうのをすると、土地とか家屋を寄附すると、持ってもらえないかと、そういう方もおられるという話をよく聞きます。そういう条件もあると思いますけれども、そのような事実があるかどうか、ちょっと伺いいたします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

財政課長から答弁いたさせます。

#### 平野隆久議長

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

財政課のほうには、年に数件の問合せのほうがございます。町の方針といたしまして、その土地が今後町の事業として活用できるかどうかという確認をさせていただきまして、事業

に予定されていない土地につきましては、お断りをさせていただいております。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

田島明良君。

#### 2番 田島明良議員

要するに、いろんな条件があるということですね。町が寄附してもらっても、活用できなかったら要りませんということ、そういう考えでよろしいですね。もうちょっとゆるくしてもらっても。

寄附するという観点からですので、固定資産税がかかるより寄附してもらったほうがいいと思うんですけども、要するに一番困っているのは、台風などのときに、傷んだ空き家から近所の人に物が飛んできて、被害を受けるというこういう事実を、やっぱり確率が高くなってしまいますので、多く見られているというのが現状だと思うんです。だから、やはり今年度の予算を見ると、除却事業の補助金が、先ほど町長が言われましたように2戸から4戸に上がったということは評価したいんですけども、残念ながら2戸とか4戸というのではちょっと、幾らしようかなと思っても少ないと思うんですけども、その辺をよろしく願います。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

現実には、大変難しい問題だと思います。防災空地ということであれば、町がお受けして崩すということもございますが、普通は寄附というものをなかなか受入れにくい状態であるのも事実でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、空き家について先ほど田島議員がおっしゃって、指導、勧告、命令、代執行がありました。我々としてはそこまでに至るまでの相談業務というものをやっております。これは令和元年度、23件のご相談をいただいて解決したということも6件ございます。また28年度からの実績といたしまして、104件、いろいろと相談がございまして、持ち主の方等々とお話しをした上で、53件解決もさせていただいておりますので、我々はお近くの皆さん等のご意見があれば、まずは相談業務等、そういったものから取り組みながら、そういう持ち主の方と粘り強く解決させていただきたいと思っておりますし、また名古屋のほうまで出向いて、それで解決した案件もございますので、そういった努力は今後も続けていきたいと思っております。

## 平野隆久議長

田島明良君。

### 2番 田島明良議員

この空き家対策というのは、なかなか大変だと思いますけれども、これからも私は、地域に根差した議員として、やはりこれを最重要課題として取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3番目に移らせていただきます。合葬式墓地、いわゆる共同墓地。皆さん、あまり聞いたことがないかもしれませんが、それを説明して、それで質問に入らせてもらいます。

最近のこの地域に住んでおられる住民は、墓地の将来の見守りが不安になっております。事実、他の自治体では、アンケートを取り、この合葬式墓地を実現したと聞いております。当町でもそのような考えをお持ちでしょうか。

また、町営墓地は区画になっているので、空き地は何区画ありますか。ありましたら、ぜひとも合葬式墓地の建設実現に向けて、前進させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

## 平野隆久議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

合葬式墓地のご質問に答弁させていただきます。

公営墓地を管理・整備していく際には、合葬式墓地も選択肢の一つになり得るとは思います。

一方、自治体で運営する墓地・霊園では、政教分離の原則がございまして、埋葬された人個々に対する宗教的な供養についてはできないということになっております。

仮に、合葬式墓地を整備した場合には、合葬された時点から、地域の皆様や故人が引き継いできた宗教上のご意思や慣習が絶たれる場合も起こり得ます。

さらに、町営墓地では、墓の継承者が不在となってしまった場合には、既に整備をしている合葬区画に埋葬する方式をもって対応を続けているところでございます。

現在のところ、町営墓地の管理者として、議員がおっしゃるのがどの程度か、ちょっと分かりませんが、納骨堂などを擁したような合葬式墓地について、整備を行うというような考えは、今のところ持ち合わせておりません。

町営墓地内の空いている場所についてでございますが、永代供養塔がある場所に、継承者

が不在となってしまった故人のために、わずかな空き地はございます。しかし、町営墓地の敷地内には、標準的な合葬式墓地に必要とされるようなスペースはございません。

以上です。

## 平野隆久議長

田島明良君。

### 2番 田島明良議員

今現在、少子高齢化の時代を迎えて、日本国内、様々な事態が起こりつつあります。過去には想像もしなかったことが起きております。社会保障費の増大、労働力人口の低下などにより、経済成長の低迷、核家族などによっての孤独死などが当たります。年少人口の減少などもあります。当町でも、高齢化率が44.4%となっております。

今回、他の自治体で取組みをしております合葬式墓地について説明します。

現在、当町では、墓地の管理は区、または自治会が行っていると思えますけれども、紀北町には町営墓地が1つあります。それを前提に質問します。

最近の墓地の見守りは、ご自分の時代で終わり、子供、孫の世代にお墓を見てもらうことが困難となりつつあるのです。既にあちこち放置されている墓石が多く見受けられます。そのことがないように、宗派、信仰、関係なしで、誰でも希望者は入れる施設との声をよく聞きます。町民はそう願っている方が多いと思えます。

他の自治体では、アンケートを取り、その上で製作し募集したところ、応募が殺到し、お墓を既に持っておられる方でも、墓じまいをしてでも合葬式墓地に入ることが記事に掲載されておりました。

このことを踏まえ、紀北町にもこういう施設があれば、高齢者を中心に関心が出てくることは間違いないと思えますけれども、いかがですか。

また、この事業を行っている各自治体のホームページ等を見ますと、この2、3年に急激に地方自治体の建設の機運が高まっていると思えます。姉妹都市の四条畷市でも、4つの市で組合方式で運営しております。あの有名な泉佐野市でも、また各務原市でも岐阜市でもアンケートを取り、実現しているということです。

初期投資は要りますけれども、希望者が多ければ損失はありません。10万円程度で、平均的な料金です。300件でしたら3,000万円です。製作費3,000万円だったらできると思います。ちょっと時間がないので、ご答弁を、最後にさせていただきます。

## 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

この合葬式墓地の話なんですけれども、議員がどこまでの規模のものを考えていらっしゃるか、ちょっと今の質問では分からないのですが、これも公共交通と一緒に、それぞれの市町の事情によっていろいろ違ってきます。例えば、都市部でお墓を1つ購入すれば、100万、200万、300万という部分もありますし、この辺であれば、1区画何万という話もございますし、そういった経済的な部分もいろいろお話があると思います。

今のお話を聞くと、どちらかというとも墓地の整理という形にも当たるのかなと思うんですが、それらはやっぱり、それを管理しているところで、どこまでうちの3分の1の補助金が使えるのかは別として、他の墓地についても、墓地整理については、3分の1の補助金を町から出させていただいて整理をしていただいているところがございますので、そういった部分も活用していただければいかがかなと思います。

墓地整理と、合葬式にお参りするようなどころとは、ちょっと感じが違うと思うんです。私も実は、議員のときに公営墓地を造れと海山町時代に、質問したような記憶があるんです。そのときは結構人が膨らんできていまして、第二世代が。新仏の墓がどんどんできてきてまして、私は相賀なので、相賀もなくなって、次から次へ継ぎ足していたんですが、今は町営墓地もそうなんですけれども、撤去というんですか、先ほど言っていたような話が出てきて、これは墓地整理の関係になるのかなと。相賀区も区のほうで整理して墓石がいっぱい積んであったんですが、区のほうで整理していただいたような記憶があるんですが、私が一般質問で公営墓地を造れと言ったときとは、少し事情が変わってきたのかなと思いますので、それぞれの自治体のほうで、どういう改修とかをするかということも検討していただければ幸いかなと思います。

#### 平野隆久議長

田島明良君。

#### 2番 田島明良議員

時間がないので、私の質問を終わりたいと思いますけれども、ぜひとも実現をお願いいたします。

以上で終わらせてもらいます。ありがとうございました。

#### 平野隆久議長

これで田島明良君の質問を終わります。

---

**平野隆久議長**

ここで、午後3時まで休憩いたします。

(午後 2時 49分)

---

**平野隆久議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 00分)

---

**平野隆久議長**

次に、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

それでは、議長の許可をいただきまして、3月議会の一般質問を行いたいと思います。

まずは、地域公共交通問題についてご質問したいと思います。

地域公共交通は、交通空白地域を中心に、通院、買い物に困っている住民をはじめ、全ての住民が安心して安全に利用できるシステムであるべきだと思います。

ポイントは、私、5点挙げております。

1点は、多くの町民が利用する。先ほど前議員が言いましたように、南伊勢町のデマンドバスでは、形態は違うんですけども、年間利用者が人口の約2倍ということでございます。

2つ目が、高齢者の困っている人が利用しやすい安価な乗車料金を設定すること。

3つ目が、通院、通学、買い物など、多様な用途に利用しやすいこと。

4つ目が、安心安全な交通システムだということ。

5つ目ですけども、これは異論のある人もあるかと思いますが、過度な行政負担にならないことも大切ではないかと。過度の基準も人によっていろいろですけども、行政負担もやっぱり考えるべきだと私は思っています。

実証実験について、私は実証実験は、いわゆる町内限定の相乗り町営タクシーだと思っています。そのように言ったほうが分かりやすいのでそう言います。実験実証の意義は、よりよい交通システムを目指すための改良点を探ることにあります。だから、実証実験後に、利用者だけでなく全住民を対象にしたアンケートなどの声をよく聞き取った上、慎重に次の地域交通システムへの本格運用に入るべきだと思っています。

ちなみに、本年10月か11月頃に予想される道路交通法の改正があると言われております。本格運用は、この道路交通法の改正等を見て、それからじっくり考えるべきだと思います。

私は、実証実験後、少なくとも半年以上の慎重な検証を行うべきものだと思っています。以上の理由により、執行部の見解を聞きたいと思います。

質問の第1点ですけれども、本格運行は、実証実験後、半年以上の検証期間を設けて、来年1月以降に実施を図る必要があると思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

実証実験後の検証について、来年1月ということでしたが、利用者の皆様からご意見等を踏まえまして、大学等に委託して、事業の検証と専門的な見地をいただく予定でございます。その後、紀北町の地域公共交通会議に諮ってご意見をいただくことですので、このことにつきましては、改良点等も出てくれば、その間に検討できると思います。

そういうことで、我々としては、できれば本格運行も継続してやっていきたいなという思いでございます。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

そこは、私とちょっと見解が違うと思います。私は半年以上置くべきだと思っています。町長の見解を聞きました。

それでは、次に質問の2番目に移るんですけども、これはある中日新聞でございます。中日新聞を見ますと、こんなことがありました。伊賀市では、地区を走る地域運行バスを動かしております。ここは旧青山町の神戸地区を走る「かんべ北斗号」と言うらしいんですけども、地元住民でつくる運営協議会が運行計画を作成している、地域協議会ですね。主導が地域でございます。地域でやりますと、意見が直接伝わり、計画に取り入れやすいと、説

明すると。さらに事業費は160万かかるらしいんです。160万円のうち8割を伊賀市、2割を地元自治協議会が負担するという方式を取っておるみたいです。ただ地元協議会のほうには、多分、市からいろんなお金が入っているのだと思います。自治会ではございません。地元協議会でございます。

そういったことで、こういう仕組みをつくりますと、地元の意見をいろいろ聞きますと、地元在即した運行ができるということで、私は本格運行に入る前に、営利を目的としない町内住民で組織するNPOか、あるいは社協か、そういったような運営主体が入りやすいように、そういったシステムが望ましいと思いますが、町長の見解をお聞きします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

まず、地元の意見ということでございますけれども、我々平成23年からずっと聞き続けてきましたんで、地元自体の要望等も把握しております。それで相乗り運送のときもそうですし、その後のときも、地域に出かけてお話を聞いたり、聞き比べ、お邪魔したり、今後もこの「えがお」も、コロナウイルスが収まったら、各自治会へ出かけたり、いきいきクラブへ出かけたりする予定であります。そういう中で、意見としては十分聞けると思っておりますし、伊賀市はそういう素地があったのか、先ほども申し上げたように、地区としてのものがあった。我々は相乗り運送をさせていただきました。ボランティアの感覚で、自分の車を使って。ああいうことから不具合がたくさん出てきました。

それと、地域の土地柄、ボランティアの方たちが参加する、しない。そういう土地柄もございまして、いろいろな角度から考えて、今の方策にさせていただきましたんで、我々としては、今持ち出しは確かに町は大きいです。今、国の施策で、収入というか、補助金なんか取れらせていただいてやっていますけれども、大変厳しいとは思いますが、お金の面で言えば。しかし、それは覚悟の上で、地域の皆さんの移動の手段を確保するということで取り組んでおりますので、皆様のご理解をいただきたいなと思います。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

もう一つ、ちょっと例を挙げさせてもらいたいと思います。地域が入っているということの例です。

先日、地方新聞に尾鷲市議会の管外視察の例が載っておりました。皆さん読まれたと思います。この中に、地域公共交通の管外視察をしたらしいんですけども、静岡県伊豆の国市の取組みが載っておりました。私はこれを見て、非常に感心しました。議員のところにも聞きに行きました、尾鷲の議員ですね、こういうことを言われたんです。伊豆の国市は平成の合併で3つの町が1つになったみたいなんですけれども、伊豆の国市の雰囲気ですけれども、いろいろな取組みに地域から提案があって、それをカバーするとか、補助するという形で市が入っておるみたいです。こういったシステムでございます。現在、伊豆の国市を走っている予約型乗り合いタクシー、デマンド型、こことよく似ていると思いますけれども、どうやってやっているかといいますと、運行形態で。地域から希望が出て、それに市が乗ったようですけれども、住民自らが運行形態の決定に関与し、多分白紙から描いていったんだと思います。決まっても乗らないなら意味がないという考え方に基づいて、市がバックアップするという仕組み、地域の公共交通は誰のためなのかという問題意識と、自分たちで守るという主体的な責任感を地域、実際の利用者側ですね、に植えつけ、地域が乗って育てるといふマイ公共交通意識を醸成させる交通サービスをやっている。私は、将来的にはここに行くべきじゃないかなと思っております。そういう意味で、先ほど言いましたように、地域が主体になったほうがいいんじゃないかなと思っております。

そこで、今は三重交通が運行計画を持っていますけれども、地域が入りやすいようにというのもあるんですけども、実証実験後、これ8月までやりますね。その後やっぱり、半年間ぐらい、先ほどのあれにもありますけれども、時間を置いて、改めてプロポーザルによる公募をしていただきたいと。当然地域を中心にですけれども、地域ばかりではなくても結構でございます。じっくり企画提案を聞き、なおかつ10月か11月の道路交通法の改正を待って、それからやっていくべきじゃないかと思っております。ということで、改めてプロポーザルによる公募をしていく考えはいかがでしょうか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

我々は、先ほど申し上げたように、私この10年、地域公共交通のことを考えております。そういう中でやってきて、今行き着いたのが「えがお」でございます。ですから、このシステムそのものを構築するのがまず第一かなと私は思っております。それと地域から23年から取り組んできて、地域からそういう声がなかなか、先ほど地域から出たと言いましたね、そ

ういう声が出てこなかったのも事実であります。そういったことからして、やっぱり先ほど申し上げたように、地域地域の土地柄、人柄、そういったものもあると思います。そういうことで、ある意味不安定な中で待たなければいけません。そういったものが醸成されるまで。

我々は、23年からやってきて、全部地域の皆さんのご意見を聞いて、一日も早くということで、以前の議員にもお答えさせていただいたんですが、12月という変則的な時期に実証運行の予算を上げさせていただきました。本来じっくり考えるのであればこの3月です。私もそう思います。ただ、一日も早くということで、実証実験をさせていただきました。そして、これをどういう理由で実証実験をして、これを改善するために期間を空けるんだと。そうではなしに、やはりこれをできれば、予算のこともお認めいただかなければいけないので、それは継続しながら、そしてPDCAを次の議会、その次の議会でもかけられますんで、そういうことでやっていくのがどうかなと思います。

それと、今4名雇用しています。半年空けることによって、この雇用が消えてしまいます。我々はこの運転にしろ、オペレーターにしろ、しっかり協力してくださいと。町の移動手段に困った人たちのためですというお願いをして働いていただいて、半年足らずでもう辞めてくださいと言うわけにはいきませんし、そういうことから考えると、継続性というものがやっぱり行政にとって大変重要ではないかなと思います。もちろん、議決があつてのことです。やっぱりそういうことも考えますと、我々はこれを実証しながら、今回予算にもありますが、大学の公共交通の専門家を入れて、きっちりと次につなげていきたいと思っております。

それと、法改正のことをおっしゃいましたが、法改正は、この法改正に携わっているような方がうちの地域公共交通に入っております。だから、もううちは先取りして、例えば大きな改善点といいますと、観光客を乗せるという部分がございます。あれは、今公共交通を公共交通会議で認めていただいたことによって観光客も乗せられるんです。今度の地域の公共交通のそういった法改正では、観光客もオーケーということが明示されておるわけなんです。そういった部分で取り入れられるところは、もう先食いですか、事前に取り入れたような形になっておりますんで、法改正を待つことなく、法改正に携わっているような方のご意見をいただきながら、この「えがお」を始めさせていただいております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

町長の見解は分かりました。

私は、やっぱり半年間ぐらい置いてほしいと。要するに、町長と私の考え方は、走りながら考えるか、一旦立ち止まってじっくり考えるか、慎重に考えるか、ここの違いだと思います。

継続するとメリット・デメリットがあります。例えば、運転手の雇用の問題があります。確かに町長の言われるとおりです。ただし、このまま継続していった場合、今の三重交通の運行システム入っています。これは変えることは多分できないと思います。変えるチャンスはないと思います。ほかの地域の希望者が出た場合、これも入る余地がないように思います。半年時間を置いたら、そういう余地は出るんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

私は、逆に今、一日でも早くというときに、この地域で公共交通運行管理をできるのは三重交通しかいないと思っています。そして、このうちの制度が、もしきっちりハマってきて、制度ができて、プロポーザルじゃなしに、うちの制度を守ってくださいということで、例えば、三重交通以外の公共交通会社が入れるよと言えば、入札すればいいんです。ですから、私は町で全部抱えるとか、そういうことも踏まえて、そしてそういった入札形式も踏まえ、そういったものも今後考えていけばいいのではないかと思います。

ただ、待っている間に、例えばこの三重県をしているところ、名鉄や近鉄もございます。そういうところが入ってくるのか、そういうところでプロポーザルになるのか、単価契約になるのか分かりませんが、それはそれでそういうときが来れば、別に休むことなく、別にいつからでも予算を上げれば委託契約ができるというような話になろうかと思います。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

町長の見解は分かりました。次のほうへ移りたいと思います。

今後、目指すべき地域公共交通システム、これは今までの実証実験と何が違うのかということ、私は町営バスのことを頭に入れてあります。先の公共交通会議、私は傍聴させてもらったんですけど、先ほど前議員も言いましたけれども、あのとき加藤先生が言われましたけれども、島勝路線が危ないと。非常にぎりぎりだということで、私は将来的には、補助金がな

なくなったときは多分引き上げるであろうと、私は想像しております。大赤字でもおってくれるんやったらもちろん構いませんけれども、それはあまり期待できないと思います。営利企業ですから。そのときになってからでは遅いので、今から考えなければいけないということです。

今から私は、地域公共交通の実証実験も考えました。私はポイントは町営バスだと思うんです。数年後の町営バス。これにつきまして、特に考えているのは、町営バス兼、さっきも前議員も言いましたけれども、コミュニティバスも全部含めまして、白紙の状態から、白紙のキャンバスにみんな考えていこうじゃないかと。そのときに隣のまち、尾鷲市との統合乗り入れも考えていただきたいということで、私は隣の市町の人々なり、業者なり、議員なりを入れた研究組織を一回立ち上げてもらえないかなと思います。それにつきまして、町長の意見を伺います。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

基本的には、隣の町とという意識があるんでしょうけれども、私としては、今の公共交通を残しながらどうやってやるかということが必要だと思います。

それと、先ほど前者議員にもお話ししたんですけれども、今500万ちょっとのお金で9,000万の事業をさせていただいているわけです。

#### 4番 岡村哲雄議員

補助金がある。

#### 尾上壽一町長

いや、補助金も入れて、9,000万の事業をしなきゃいけないんです。その補助金がなくなったときには、その9,000万を町が出さなきゃいけないわけです。今もフィーダー系統は、幹線道路につなぐことによって補助金が出ているわけです。町内だけでしようとすれば、違う補助金もあろうかと思いますが、9,000万の事業を町がやっていかなければいけない、三重交通のままやろうとすると。それは私はあまり賢いやり方ではないと自分自身は思っています。そういう意味では、500万足らずのお金で年間4万人、9,000万からの事業を動かしていただくという、これは大事にすべきだと思いますので、地域間の交通を考えたときに、これをまずなくすのか。

現実には、岡村議員がおっしゃったように、いずれ撤退するときもあろうかと思っています。そ

のときに対することは考えていかなければいけないですし、我々としたら、できるだけそういうことのないように利用を促進していくということがまず第一だと思います。ただそれは、今の15.0、これを確保するのも大変難しい状況です。そうなったときには、またそのような対応も考えていかなければならないと思いますが、恐らく、今の500万やそこらでそういった公共交通は運営できないと思います。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

500万とか9,000万という話ですけれども、それは今の状態で補助金がなくなったときだと思います。ただし、その代わりのものが多分出てくるんだと。実はよその市町は結構やっているんです、全国いろいろ調べますと。どんなものが入っているかは分かりません。

ただ、さっき過度の負担と言いましたけれども、隣の南伊勢町かな、僕はびっくりしたんですけども、1億以上多分使っていると思います。それができるかどうかは知りませんよ。そういったところもあります。もっと少ないところもあったと思います。伊豆の国市はもっとかなり少ないし、伊賀市はもっと少ないです。だから中身についてはあまりよく分かりません。これから研究すべきところだと思っています。

ただ、先ほど宮地議員も言われましたけれども、議員もいろんなアイデア等、いろんなことを言いたいんですけれども、審議会とか何かは入れないと言われました。ちょっと話は変わりますけれども、地域公共交通会議をこの間傍聴しましたときに、町長が座長をされておりました。町長は入れるんですか。どうですか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

私が施策を決めるんですから、私が入れないということはありません。

それで議会は、もう一遍、読ませてください。議員は二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがあるもの、当該審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には原則就任しないということで、これは紀北町議会の議会改革の中で、平成22年から24年に議論されてきて、そういう形態で今は来ています。それで、私は執行権を持って独任制ですから、私が決めていくために会議に入るのは当然だと思います。ただ、議員と議決権と執行権の中に入って議論することは、やっぱり線を引かなければいけないということ

から、紀北町議会の議会改革でもそのようになったと私は認識しています。

ですから、私はいろいろな会議の中で、全部長になったり、いろいろしているのもあるし、副町長が長になっているものも、これも一体です、町長、副町長は。そういうのはたくさんございます。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

分かりました。ちなみに南伊勢町は町長は入っていないくて、副町長か誰かが多分入っていると思います。町長は公共交通会議に入っていない。それはいろんなところがあるから。そういうもんでちょっと聞いたんですけども、今のことで分かりました。僕は議会改革の問題で、そういうことを決めてしまったのはおかしいなと思っていますけれども、これは今後の問題で、ここで終わります。

私は、そういったことで、専門家、行政職員、福祉タクシー関係者、公募委員などからの研究組織を立ち上げてもらいたいんですけども尾鷲市とですね、尾鷲市に呼びかける気はないですか。病院問題でもそうですけれども、病院問題、ごみ問題、例えばこの公共交通問題、僕は同じような状況だと思うんです。協力すべきだと思っています。そういった研究組織を立ち上げるという呼びかけはできないですか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、行政圏でいろいろ事情も違います。そういった意味では、我々は広域的な幹線、これも三重県の公共交通会議のようなものもございまして、全体論の中で、先ほど議員がおっしゃったように、三重交通がこういうことになったらこう、あまり口に出したくないので言いませんが、そういうこともみんな三重県の中でも検討されておりますし、公共交通会議、この前傍聴していただいたのでご存じだと思いますけれども、ちょっとメンバーだけ読ませてください。まず私、それから三重交通南紀営業所の所長、三重県旅客自動車協会尾鷲市部長、三交南紀交通労働組合執行委員長、紀北町自治会連合会会長、紀北町自治会連合会副会長、紀北町老人クラブ連合会会長、紀北町民生委員・児童委員協議会会長、国土交通省中部運輸局三重運輸支局主席運輸企画専門官、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所計画課長、三重県尾鷲建設事務所所長、尾鷲警察署交通課長、名古屋大学

教授、福祉タクシー理事、それから三重県地域連携部交通政策課長です。こういったメンバーをご覧になっていただいても分かるように、広域的観点を持った方がたくさんいらっしゃいますので、これで尾鷲市との連携が必要であるとなったときには、この公共交通会議の中でもそういうお話が出て、そういう議論になろうかと思っておりますので、そこはご理解いただきたいなと思っております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

私も前の連合会の会長のときに出たことがありますので、何とか雰囲気は分かっております。僕はあのおとき、お歴々のメンバーがそろっているなと思って。専門家が多かったように思います。もっと地元のおじさん、おばさんらの意見を僕は大事にしてほしいなと、ちょっと思っております。それはそれで結構ですけれども。

1つ、ちょっと聞きたいんですけれども、コミュニティバス、いこかバスとふれあいバスですか、これは相互乗り入れ、私前から言っていますけれども、相互乗り入れできない理由は何でしょうか。お願いします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

できない理由というのは、まずちょっと置いておきたいと思っております。

そうじゃないんです。コミュニティバスを相互乗り入れして、例えば島勝線で、そこに多くの方が乗るとします。それは確かに1便なり2便なり増えます。それで結構かと思っております。利用する方には。それが結局島勝線の廃止につながると、我々としては恐らく島勝線には1万2,000人ぐらい乗っていると思っております。そういう路線が廃止になって撤退になったら。我々としたら、やっぱりそっちを残したほうが、「ふれあいバス」が日に2回か3回来るのを考えれば、ずっと有利なことだと思っております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

分かりました。私は、まず法的にできないかと思ったんです。今の町長のお話ですと、幹線の三重交通が走っているから、それを守るためにやっぱりできないということだと私はそ

う感じました。

最終的に、これをやるやらないは、尾鷲の公共交通会議と、どちらも加藤先生が入って見えますけれども、うちの公共交通会議がオーケーすればこれは可能なんですか。お願いします。どう思いますか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

これは、紀北町を通るときには、公共交通会議にかけたよね、通るということで。尾鷲のふれあいバスは。

#### 4番 岡村哲雄議員

あのときは私は入っていません。

#### 尾上壽一町長

ああ、そうですか。そういう形になりますので、それぞれがやれば、例えば先ほどの話の中で、戻って申しわけないんですけども、尾鷲病院、尾鷲駅、これも公共交通会議で通ればできるかもわかりません。ただ先ほどのも、福祉タクシーとかタクシーの関係もあってなかなか難しいなというのと一緒に、ふれあいバスも公共交通会議で認めてもらえば、止まりながら中に行くことも可能だと思います、私は。可能だとは思いますが、それをすることによって、1日6往復、7往復のバスを廃止するのということになると、私はやっぱり三重交通を大事にして、今言ったように、500万で長島からも島勝からも行けるものをまず守りたいということです。

#### 平野隆久議長

発言の許可を求めるときに、着座での発言はちょっと控えてください。

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

1点、訂正がございます。さっき、南勢町のバスと言いましたが、南伊勢町の間違いですので、訂正をお願いしたいと思います。

今の答弁を聞きまして大体分かりました。私との違いは、要するに三重交通がまだ大事だから、大事にしていこうという意識が非常に強いと思います、町長は。私は何年後かに多分引き上げるだろうと。それを想像して今から考えておくと、そこに僕は差があると思います。それはそれで結構です。見解の相違ですので。

ということで、時間もありませんので、次のほうにいきたいと思います。

ごめんなさい、最後に1つだけ、スクールバスのことをございます。先ほど田島議員が言われたので、大体分かるんですけども、私はスクールバスの活用の場合は、空いた時間じゃなくて、通学のときに混乗できないかと、これをお聞きしたいんですけども、混乗は可能かどうか、お願いします。

#### 平野隆久議長

中井教育長。

#### 中井克佳教育長

お答えします。私も全国を調べているんですが、混乗を認めている、取り入れているところはあります。ただ日中の時間に限られる、つまり登下校の時間に点呼の都合とか、いろんな都合で制約がかかってきますので、そこは調整が必要になってきます。

以上です。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

今、議員おっしゃったように、数年後、そういう三重交通のバスの話をおっしゃいました。それは全く議員がおっしゃるとおりなので、我々ももしそういうものが撤退するような気配、先ほど申しあげました15.0が2年続けばというような状況、今厳しい状況です。そういうことがあれば、我々としても次の代替バス、それがどういう形になるかは別ですが、そういうものを使っていくのか。島勝からですと、やっぱり10分以内で来られない、時間もありませんので、そういうものをどうするか。それは今後状況も見ながら考えていかなければならない、そこは同じでございます。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

次に、大きな2番に入りたいと思います。紀北町生活環境の保全に関する条例についてでございます。

12月議会でも質問したんですけども、その後、三重県と尾鷲市の条例ですか、名前がちよっと違いますけれども、土砂等の埋立て等の規制に関する条例、これが三重県と尾鷲市で、くしくもといますか、当然といますか、名前もぴったり同じでございます。三重県と尾

鷺市が施行されることになりました。この4月1日から施行されるということなんですけれども、それにつきまして質問したいと思います。

まず、町長に質問したいんですけれども、行政運営の基本は、法律や条例を遵守し、住民の福祉と安全を守ることにあると思うが、いかがでしょうか。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

全くそのとおりで、法、条例を遵守しながら、住民生活の安心・安全を守らないといけないですし、議員の、我々の適法の中でこういった条例や法律、事業もやっていかなければいけないというのは、議員必携に書いてあります。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

今の町長の答弁のとおりでございます。私もそう思います。

それならば、遵守すべき法律や条例に矛盾などがあってはならないと思うけれども、いかがでしょうか。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

矛盾があってはならないと思っております。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

それで、県条例と呼ばせてもらいます。長くなりますので。県条例と尾鷲市条例及び紀北町条例、紀北町は名前が違うんですけれども、条例と呼ばせてもらいます。紀北町条例との関係についてお聞きしたいと思います。

昨日、海山の総合支所に行きましたら、掲示板にこういうものがありました。私、ちょっとびっくりしたんですけれども、紀北町生活環境の保全に関する条例の規則改正の告示が出ておりました。これご存じだと思います。中身はちょっと分からないんですけれども、どこがどう改正されたのか。規則の改正ですね。それについてお聞きしたいんですけれども。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

担当課長よりお答えさせます。

**平野隆久議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

条例施行規則の改正につきましては、三重県条例ができたということで、そちらと整合するように、主に面積要件の区分けをしたということでございます。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

今の面積要件の区分けというのは、どういう具合に。もうちょっと詳細にお願いできませんか。

**平野隆久議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

大きく2点の改正ということでございます。

まず、3,000㎡以上の埋立て行為の規制と、土壌基準を超える土砂の対処については三重県に委ねるよう、そういった規定となっております。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

規則の改正ですね。条例の改正ではないですね。条例の改正の場合、議会にかけなければいけないと思いますので、規則は執行部でよろしいんですけれども、それはそれでよろしいんですけれども。それでは、規則の改正をしたんやで、条例も改正しなければならないということはないんでしょうか。いかがですか。

**平野隆久議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず、町の条例ですけれども、義務づけとか枠づけなどを条例で規定しておりますが、参酌基準の細目などは規則に規定する委任の方式を取っております。具体的には、適用を除外する案件については、規則で規定するとございまして、今回三重県の条例について、許可を受けたものについては、町条例から除外するといったような規定をしております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

それでは、尾鷲市の条例を見ますと、私これを見てびっくりしたというか、当たり前なんですけれども、非常にすっきりしております。名前も県と一緒にです。はっきり言いますと、その免責条項以外は、三重県条例とクローンの状態だと。全く一緒だと思います。一言一句は違っているところがあるかも知れませんが、ほとんど一緒でございまして、非常にすっきりしております。

ところが、紀北町の条例は、例えば、一つの例をいえば、許可制になっていない。少なくとも、さっき玉本課長が言われました3,000㎡以上は県条例に従うというような感じのことを言われましたけれども、3,000㎡未満のやつは紀北町条例が生きていますよね。それはもちろん許可制は入っていません。それと条例の中に、定義ももちろん違うんですけれども、例えば尾鷲市条例とか県条例でいいますと、14条ご存じだと思うんですけど、欠格条項が入っております。ところが町のやつは入っていないですよ。それちょっと確認したいと思います。いかがでしょうか。

#### 平野隆久議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

欠格要件の規定はございません。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

許可条例なのに欠格条項がないのは、少なくとも私は、今の状態では尾鷲市の条例よりはちょっと甘いなと感じがしております。

ということで、3,000㎡以上は県にするならば、尾鷲市条例と一緒にしろとは言いませんけれども、それに近い形で、3,000㎡以上の許可制なり、あるいは欠格条項を入れたり、定

義の問題もありますけれども、そういったことでもう少し改正していく必要があるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

以前からも申し上げているように、尾鷲市と県は、土砂等に関する条例を県と同じような時期に同じように制定してきましたので、恐らく県とまるっきり一緒のように進めてきたと。我々は上里地区の汚染土壌処理施設の問題から出て、生活環境全体に対するということで、この条例を定めさせていただいたので、その部分では違ってくるのは仕方ないことではないかなと思いますが、先ほど課長が申し上げたように、3,000㎡以上は三重県に準じて、三重県の規定を当てはめてやっていただくということなので、その部分はそういうことを規則でうたわせていただいたというのが今回です。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

町長が言われたように、やっぱり経緯が違いますので、違ってしまうのは分かるんです。これを責めているわけじゃないです。県条例に沿ってもう一遍改正を図るべきじゃないかということなんです、私が言いたいのは。玉本課長が言われたことをもう一遍確認だけしたいと思いますけれども、紀北町条例と県条例で、土砂面積の重なっている3,000㎡以上の部分について、これは三重県条例優先ということでもよろしいんですね。要するに、紀北町の条例は3,000㎡以上については、業者に対しては無視じゃないですけど、考えてもらわなくて結構だと、三重県条例を見てくださいと、こういう判断でもよろしいんでしょうか。確認します。

#### 平野隆久議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

まず、違いについてですが、立てつけが違うということで、町条例のほうが優れているという点を申し上げますと、例えば3,000㎡を超える埋立て行為の許可については、紀北町条例から除外します。それは三重県の許可によるものと指導によるものです。

ただ、三重県の条例にも適用除外があって、それらから外れた、こぼれたものについては、全て3,000㎡以上であっても、町条例で適用するというのと、あともう一つ、大きな点で、

町条例には幾重もの仕組みづくりをしております。例えば、条例の基準等を違反したものについては立入り調査し、また命令等を加えるという規定と、プラスもう一点、公害が発生していると認められる場所に立ち入らせとありますので、これは何を言うかという、3,000㎡の三重県の許可であっても、もし公害が発生していると認められたときは、町の立入り権限があるということで、金太郎あめのような条例よりも、さらにもう広く規定できるということで、町の条例のほうが優れていると考えてございます。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

今言われるように、全て甘いんじゃないなくて、こちらのほうが厳しい部分も僕はあるんだと思っています、よく見ると。私はそれはそれで認めます。それを認めながら、さらにそれ以上の、要するに三重県条例より甘い部分は、もう変えてほしいなというところなんです。例えば欠格条項を入れてもらうとか。例えばの話ですよ。それはいかがですか。

#### 平野隆久議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

まず、欠格要件を規定するのであれば、それをまず法矛盾なく合理的に説明できる欠格要件者である必要があります。それを言われると思います。

ただ、適正な開発行為の遂行を相当の程度でできないという理由をまた持つ必要があります。それをまず一つ心配するのと、また条例なんですが、一定要件を超える加工業や製造業の建設、あと簡易な駐車場の埋立てなども条例の適用になりますので、一律の欠格要件の規定によって、職業選択の自由、所有する財産の権利などを害することになり得るので、そこはご理解いただきたいと思います。

また、届出制であっても許可制であっても、事業が可能となる制限や規制は同等のものです。届出制におきましては、事業禁止の規定から除外される事業が可能になること、また許可制においては、許可が得られて事業が可能になるということで、効果的な差に乖離はないと考えております。これは立てつけの違いと考えております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

紀北町の条例は、私も全く反対ではないんですけれども、いわゆる中小企業、零細企業者、そういったところを保護しなければならないと、これが頭にあるんです。これはこれでもちろんよろしいでしょう。ただ欠格条項、例えばさっきですね、暴力団ですか、警察に言えば大体分かると思いますけれども、そういったところを締めつける部分、零細企業を締めつけるものでは決してありませんので、そんなことは、できることはやっぱりやっていただきたいなとこういうことなんです。いかがでしょうか。

#### 平野隆久議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

埋立て行為については、皆さんが危惧される埋立て行為もあれば、ごく商業的な埋立てもあれば、適正に行っている商工業の方の埋立てもありますので、それらについて全て一律欠格要件等をつければ、何らかの犯罪履歴等があったときには、駐車場さえ造れないのかということになってしまいますので、そこは除外したいと考えております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

では、課長の考えですと、尾鷲市のやつはそれは関係ないですね。尾鷲市とここは違いますね。欠格条項がきちんとあります。どちらがきついかどうか、そこが判断の違いです。私はちょっと違いますけれども。私は改正すべきものだと思っております。尾鷲市も零細企業者を全く考えないということはないと思います。考えてあの案が出てきていると思います。十分できると思っております。これは私の考えでございます。それで、私は改正してもらいたいなと思っております。

あとですね、時間もありませんので、実は県条例も市の条例も4月1日から施行されるんですけれども、1年間の経過措置を置くとなっております。つまりこの1年間は、3,000㎡以上でも以下でも、紀北町の場合、紀北町条例が優先されると思うんです、結果的に。これしかないんですから。それまでに、その間に、私はまだ改正する時間もありますので、もうちょっとじっくり考えて改正をお願いしたいなと思っております。どういった改正かといったら、先ほど言った少なくとも尾鷲市以上のところをやっていただきたいなと思っております。これは私の意見でございます。それに対する回答がありましたら。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

基本的に先ほど申し上げたように、生まれ方が違いますので、我々は県条例がこういう範囲、尾鷲市もそうです。土砂等です。ここにいろいろな事業がございます。そういった部分を全部ひっくるめて、欠格条項とか、そういうのはやりにくいよという部分が今課長が申し上げたところがございますので、この土砂等については、そういった欠格条項も県に委ねるわけですから、効いてきますので、そういった部分からすると、ここの省かれた部分では、今課長が言ったように、いろいろな事業によって、そこに当てはめることによって、阻害をするということもあまりよくないのではないかという考えでございます。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

今、町長が言われたのは、3,000㎡以上は県に則し、尾鷲市と一緒にするので、何も遜色ないと思っています。私はもうこれはやむを得ないと。将来的には本当はもっと改正してもらいたいんですけども。一時的にはやむを得ないと思っております。3,000㎡未満の問題でございます。ここを改正してほしい。これは私の意見でございます。

あと、ちょっとお聞きしたいんですけども、私が心配しているのは、実は銚子川上流の問題あります。埋立てた後、私は5年後ぐらいが危ないんじゃないかなと実は思っているんです。現場を見ているので。今は多分崩れないかと思えます。5年後ぐらいが危ないかと思っています。業者はちょっと分かりませんが、この1年、多分そのままやるんじゃないかと。県の条例が動き出したら、ちょっといろいろ注視されるんじゃないかと思えますけれども。埋められた後、5年後ぐらい、そういったときに崩れた場合どうなるのかと。ここでもそうですけれども、何年かたった後の監視とか、そういったことはどうやって考えられていますか。いかがでしょうか。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

これは我々が監視していくしかないと思います。残土のお話ばかりしていますけれども、太陽光、それから工場、そういったものはそれぞれの会社がやっていきます。その後どうなるかという問題については、行政としてしっかりと見守っていくしかない部分がございます

ので、そのところはそういうご理解をしていただきたいと思います。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

今の町長のお話ですと、見守っていくしかない、見守っていくと、そういうことですね。ほかに方策がないということですね。なければいいんです。見守っていくということでございますね。

残り5分ですので、先に進みます。あと、3番目のごみ処理問題についてお聞きします。

12月議会では、一旦場所の問題で頓挫したような感じがしていますけれども、その後、変わったところはございますか。ごみ処理問題の組合の話、3番目です。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ごみの問題につきましては、この間、報告した以上の進展はございません。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

まだ進展もしていないので、こんなことを言ってどうかは分かりませんが、もし5市町村が話し合いがうまくいった場合、建設費の問題が前、全協でちょっと議題に上ったことがあると思いますけれども、もし建設費が、例えば10億かかった場合に、そのときにその建設費の各市町の案分というのは、その年度の各自治体のごみ処理量で案分されるのかどうか、これについていかがでしょうか。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まだ全く話がそこまで及んでおりませんので、一般的に均等割、人口割、搬入する処理量割、いったら今のごみ量です。そういったものを何%、何10%にするかというような形で議論されていくのが通常だと思います。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

恐らくそうなる。もし5市町村がうまくいけば。ひょっとしたら流れるかもわかりませんが、うまくいけばそうなると思っています。私もそういう感じはしています。

次に、町内のごみの処理量について、ちょっとお聞きしたいんですけども、昨年8月26日に第5回の全協があったんです。そのとき出てきた資料がここにあるんですけども、東紀州広域ごみ処理施設に係る施設規模及び概算整備費についてと、この資料がございまして、これを見まして、私は「あれ」と思ったんです。5市町単独の場合というところになるんですけども、ごみ処理量が、紀北町が年5,939トン、尾鷲市が5,060、熊野市が4,776、御浜町に至っては1,551トン、紀宝町は2,176トンということで、ごみ処理量、紀北町が一番人口が多いわけじゃないんですけども、ごみ処理量が何で紀北町が多いのか。これにつきまして、見解をお聞きします。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

ごみ処理量につきましては、いろいろと要因がございまして、まず基本的には、紀北町は事業系ごみが多いんです。一般の家庭系のごみはほぼ変わりません。尾鷲市がプラごみを分別している部分、その部分の差が大きいと思います。我々のまちはなぜプラごみを分別しないかということ、今リサイクル率が50数%あるんです。なぜかということ、RDFを使っていますので、それみんなリサイクルという形になりますので、ただ可燃の部分が、熱量を上げるためにも今のところはやっています。ですから、今多いのはそういう事業系が多いということ。それと御浜と紀宝は、事業系を計算に入れていないんです。だから、それで数量が違ってきています。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

この間、ある講演会に行きましたら、尾鷲市はやっぱり袋の有料化でちょっと減っているんじゃないかというある住民の意見がありました。これは本当かどうかはわかりませんが、それもあったんだと思っています。御浜町と紀宝町の件は今初めて聞きました。よく分かりました。極端に違いますので、おかしいなと思ったんです。

ただ、事業所につきましては、尾鷲市や熊野市よりここが多いんですか。それをお聞きし

たい。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

細かいところがあるので、課長に答えさせますけれども、まず多い理由は、介護保険の施設です。それから病院です。それから交流人口が尾鷲市より相当数多いということでございますので、そういったものが事業系ごみに入ってますので、交流人口、それからベッド数、そういったものの差がここに出てきているのではないかと思います。

**平野隆久議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず、事業系ごみの多い原因ですけれども、執行部としては、ただいま町長が申し上げたとおりです。介護保険施設で約450床、あと病院で約90床ほど、紀北町のほうが多ございます。それによるものが大きいのがまず一点と、あと交流人口の人数も申し上げました。平成30年の観光レクリエーション入込客数推計書を見ますと、尾鷲市より紀北町は95万5,000人ほど交流人口が多いということで、これ一体1人当たり、原単位はどれだけかと、これはまだ未定なんです、それが最も大きな要因であると考えてございます。

**平野隆久議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

分かりました。私は私なりに、いろいろな勉強もしたいなと思っております。これから勉強していきたいなと思っています。

最後に、一気にいきますけれども、ごみ減量化です。今処理量が多いと聞きました。事業系もそうですが、一般ごみもそうですけれども、ごみ減量化は、喫緊の課題だと私は思っております。ごみ処理場ができるできないの問題ではなく、単独でうちのまちにできたとしても、減量化はせなと思うんですけれども、ごみ減量化への取組みについて、どういった対策を考えられているか、ありましたらお聞きしたいんですけれども。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ごみの減量化については、今のごみの処理の仕方でも変わってきています。先ほどプラスチックのお話ししました。RDFに行って、我々の町では燃料にします。本当にごみの焼却になります。焼却になったときに、資源ごみとの分別とそういったものは、今のやり方とは少し変えていかなければいけないなと思っているところでございますが、課長のほうから、その辺の減量についてお話をさせていただきます。

#### 平野隆久議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

現在のごみ処理は、固形燃料化をしているということ、ここに欠点があると思います。それは熱量を上げるためであります。ごみ処理量の削減は、経費の削減と連動するということは、議員と全く同じ考えで、次期ごみ処理施設整備に向けてのごみ減量は避けては通れないと、それは考えてございます。

広域ごみ処理施設の整備が決まり、ごみの焼却処理方式が決定しますと、処理方式にふさわしいごみ分別と収集の方法が確定します。それまでに執行部としては、しっかり方策を検証し、次代の新たなごみ処理施設に応じた方策を講じていきたいと考えております。

#### 平野隆久議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

私の質問は以上で終わりたいと思います。

質問にいろいろ真摯に答えていただいたところもありますし、私とちょっと見解の違うところもあります。それはそれでやむを得ないし、私はこれから見解の違うところは、また何かの機会に話していきたいなと思います。それにはやっぱり話合いが大事なんです。そういう意味では、これからもいろんなところで真摯に受け止めて、腹を割って話す機会があれば大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

以上で3月議会の質問を終わります。ありがとうございました。

#### 平野隆久議長

これで岡村哲雄君の質問を終わります。

なお、大西瑞香君ほか4人の質問については、17日の本会議の日程といたします。

平野隆久議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 58分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2年 6 月 9 日

紀北町議会議長                      平野隆久

紀北町議会議員                      大西瑞香

紀北町議会議員                      原 隆伸